

水質汚濁防止法のあらまし

(令和 2 年 4 月改正)

環境局環境政策部水大気環境課



目 次

	ページ
1 水質汚濁防止法の概要	1
2 特定施設	2
3 特定施設等に関する届出	5
4 排水基準	7
5 排水基準の遵守の責務	1 4
6 地下浸透水の規制等	1 6
7 地下水汚染の未然防止の規制等	1 7
8 事故時の措置	2 1
9 水質総量削減制度	2 3
1 0 指定地域内事業場とその責務	2 5
1 1 その他	2 8
1 2 水質汚濁防止法による規制・指導の体系	2 9
参考 1 水質汚濁防止法（一部抜粋）	3 0
参考 2 小規模事業場等排水対策指導要領	3 5
参考 3 届出書の提出先	3 6

1 水質汚濁防止法の概要

(1) 水質汚濁防止法の目的

- ※ 工場・事業場から**公共用水域**に排出される水の排出と地下に浸透する水の浸透を規制することや、生活排水対策の実施を推進することなどにより、公共用水域や地下水の水質の汚濁の防止を図り、それによって国民の健康を保護するとともに生活環境を保全する。
- ※ 工場・事業場から排出される汚水や廃液で人の健康に係る被害が生じた場合における事業者の損害賠償の責任について定めることにより、被害者の保護を図る。

この法律は、昭和 45 年 12 月のいわゆる「公害国会」で制定され、以降、必要に応じて改正されてきています。

最近では、有害物質による地下水の汚染を未然に防止するため、有害物質を取り扱う施設・設備や作業における漏えいを防止するとともに、漏えいが生じたとしても地下への浸透を防止し地下水の汚染に至ることがないように、有害物質の使用、貯蔵等を行う施設の設置者に対し、地下浸透防止のための構造、設備及び使用の方法に関する基準の遵守、定期点検及び結果の記録・保存の義務等の規定が設けられました。〔平成 24 年 6 月 1 日施行〕

(2) 水質汚濁防止法の規制を受ける事業場

- ① **特定施設**を設置する事業場（**特定事業場**）で、公共用水域に水（雨水等を含む）を排出する事業場
- ② **有害物質**を製造・使用・処理する特定施設を設置する事業場（有害物質使用特定事業場）で、汚水等（これを処理したものを含む）を地下に浸透させる事業場
- ③ **有害物質使用特定施設**（①②の事業場に設置される施設を除く）及び**有害物質貯蔵指定施設**（以下「有害物質使用特定施設等」という。）を設置する事業場
- ④ **指定施設**を設置する事業場（**指定事業場**）（事故時の措置に係る規定のみ）
- ⑤ **貯油施設等**を設置する事業場（事故時の措置に係る規定のみ）

⇒『公共用水域』：河川、湖沼、港湾、沿岸海域、その他公共の用に供される水域及びこれに接続する公共溝渠、かんがい用水路その他公共の用に供される水路（公共下水道等を除く。）。

⇒『特定施設』：詳細は P 2～4。

⇒『特定事業場』：特定施設を設置する工場又は事業場。

⇒『有害物質』：詳細は P 8 表 3。

⇒『有害物質使用特定施設』：『特定施設』のうち、有害物質を製造、使用等するもの

⇒『有害物質貯蔵指定施設』：『有害物質』を含む液状の物を貯蔵する指定施設

⇒『指定施設』：有害物質を貯蔵し、若しくは使用し、又は有害物質及び重油その他政令で定める油以外の物質であって、公共用水域に多量に排出されることにより人の健康若しくは生活環境に係る被害を生ずるおそれがある物質として政令で定めるもの（**指定物質**）を製造し、貯蔵し、使用し、若しくは処理する施設。

⇒『指定物質』：詳細は P 22 表 6。

⇒『貯油施設等』：重油その他政令で定める油を貯蔵し、または油を含む水を処理する特定施設以外の施設で政令で定めるもの。詳細は P 21。

2 特定施設

特定施設とは、次のいずれかの要件を備える汚水又は廃液を排出する施設で、その種類は政令で定められています。

- ① カドミウムその他の人の健康に係る被害を生ずるおそれがある物質（**有害物質**）を含むもの
- ② 化学的酸素要求量その他水の汚染状態を示す項目（**生活環境項目**）で、生活環境に係る被害を生ずるおそれがある程度のもの

政令で定められた特定施設の一覧表は表 1 のとおりです。施設によっては業種や規模などが限定されています。この他「**指定地域特定施設**」として、指定地域内に設置する処理対象人員が 201 人槽以上 500 人槽以下のし尿浄化槽が定められています。

⇒『有害物質』：詳細は P 8 表 3。

⇒『生活環境項目』：詳細は P 8 表 4。

⇒『指定地域』：愛知県は、ほぼ全域が指定地域に指定されています。詳細は P 23。

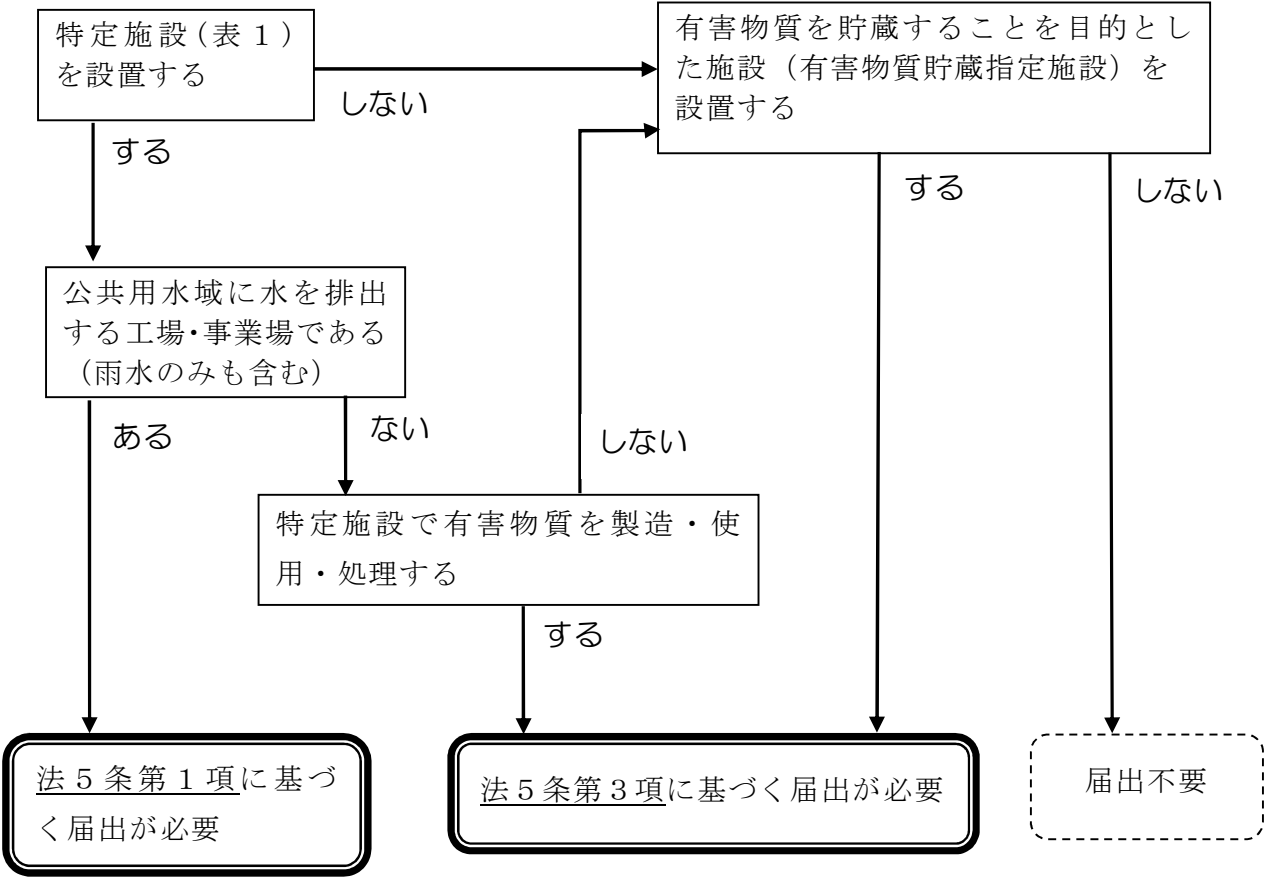
水質汚濁防止法に基づく特定施設			
一 鉱業又は水洗炭業の用に供する施設であつて、次に掲げるもの イ 選鉱施設 ロ 坑水中和沈でん施設 ハ 掘削用の泥水分離施設 ニ 畜産農業又はサービスマスの用に供する施設であつて、次に掲げるもの 一 豚房施設（豚房の総面積が五〇平方メートル未満の事業場に係るものを除く。） イ のを除く。） ロ 牛房施設（牛房の総面積が二〇〇平方メートル未満の事業場に係るものを除く。） ハ 馬房施設（馬房の総面積が五〇〇平方メートル未満の事業場に係るものを除く。） 二 畜産食料品製造業の用に供する施設であつて、次に掲げるもの イ 原料処理施設 ロ 洗淨施設（洗びん施設を含む。） ハ 湯煮施設 三 水産食料品製造業の用に供する施設であつて、次に掲げるもの イ 水産動物原料処理施設 ロ 洗淨施設 ハ 脱水施設 ニ 湯煮施設 ホ 湯煮施設 四 野菜又は果実を原料とする保存食料品製造業の用に供する施設であつて、次に掲げるもの イ 原料処理施設 ロ 洗淨施設 ハ 圧搾施設 ニ 湯煮施設 五 みそ、しょう油、食用アミノ酸、グルタミン酸ソーダ、ソース又は食酢の製造業の用に供する施設であつて、次に掲げるもの イ 原料処理施設 ロ 洗淨施設 ハ 湯煮施設 ニ 濃縮施設 ホ 濃縮施設 ハ 精製施設 ヘ 精製施設 六 小麦粉製造業の用に供する洗淨施設 七 砂糖製造業の用に供する施設であつて、次に掲げるもの イ 原料処理施設 ロ 洗淨施設（流送施設を含む。） ハ ろ過施設 ニ 分離施設 ホ 精製施設 ハ 精製施設 八 パン若しくは菓子の製造業又は製あん業の用に供する粗製あん沈でんそう 九 米菓製造業又はこうじ製造業の用に供する洗米機 十 飲料製造業の用に供する施設であつて、次に掲げるもの イ 原料処理施設 ロ 洗淨施設（洗びん施設を含む。） ハ 搾汁施設 ニ ろ過施設 ホ 湯煮施設 ヘ 湯煮施設 十一 動物系飼料又は有機質肥料の製造業の用に供する施設であつて、次に掲げるもの イ 原料処理施設 ロ 洗淨施設 ハ 洗淨施設 ニ 圧搾施設 ホ 真空濃縮施設 十二 動植物油脂製造業の用に供する施設であつて、次に掲げるもの イ 原料処理施設	ロ 洗淨施設 ハ 圧搾施設 ニ 分離施設 十三 イースト製造業の用に供する施設であつて、次に掲げるもの イ 原料処理施設 ロ 洗淨施設 ハ 分離施設 十四 でん粉又は化工でん粉の製造業の用に供する施設であつて、次に掲げるもの イ 原料浸せき施設 ロ 洗淨施設（流送施設を含む。） ハ 分離施設 ニ 分給施設 十五 ぶどう糖又は水あめの製造業の用に供する施設であつて、次に掲げるもの イ 原料処理施設 ロ ろ過施設 ハ 精製施設 十六 糖類製造業の用に供する湯煮施設 十七 豆腐又は煮豆の製造業の用に供する湯煮施設 十八 インスタントコーヒー製造業の用に供する抽出施設 十八の二 冷凍調理食品製造業の用に供する施設であつて、次に掲げるもの イ 原料処理施設 ロ 湯煮施設 ハ 洗淨施設 十八の三 たばこ製造業の用に供する施設であつて、次に掲げるもの イ 水洗式脱臭施設 ロ 洗淨施設 十九 紡績業又は繊維製品の製造業若しくは加工業の用に供する施設であつて、次に掲げるもの イ まゆ湯煮施設 ロ 副産物処理施設 ハ 原料浸せき施設 ニ 精練機及び精練そう ホ シルクネット機 ヘ 漂白機及び漂白そう ト 染色施設 チ 薬液浸透施設 リ のり抜き施設 二十 洗毛業の用に供する施設であつて、次に掲げるもの イ 洗毛施設 ロ 洗毛施設 ニ 化学繊維製造業の用に供する施設であつて、次に掲げるもの イ 湿式紡糸施設 ロ リンター又は未精練繊維の薬液処理施設 ハ 原料回収施設 二十一の二 一般製材業又は木材チップ製造業の用に供する湿式パーカー 二十一の三 合板製造業の用に供する接着機洗淨施設 二十一の四 パーティクルボード製造業の用に供する施設であつて、次に掲げるもの イ 湿式パーカー ロ 接着機洗淨施設 ニ 木材薬品処理業の用に供する施設であつて、次に掲げるもの イ 湿式パーカー ロ 薬液浸透施設 二十三 パルプ、紙又は紙加工品の製造業の用に供する施設であつて、次に掲げるもの イ 原料浸せき施設 ロ 湿式パーカー ハ 碎木機 ニ 蒸解施設	ホ 蒸解廃液濃縮施設 ヘ チップ洗淨施設及びバルブ洗淨施設 ト 漂白施設 チ 抄紙施設（抄造施設を含む。） リ セロハン製膜施設 ヌ 湿式繊維板成型施設 ル 廃ガス洗淨施設 二十三の二 新聞業、出版業、印刷業又は製版業の用に供する施設であつて、次に掲げるもの イ 自動式フィルム現像洗淨施設 ロ 自動式感光膜付印刷版現像洗淨施設 二十四 化学肥料製造業の用に供する施設であつて、次に掲げるもの イ ろ過施設 ロ 分離施設 ハ 水洗式破碎施設 ニ 廃ガス洗淨施設 ホ 湿式集じん施設 二十五 （削除） 二十六 無機顔料製造業の用に供する施設であつて、次に掲げるもの イ 洗淨施設 ロ ろ過施設 ハ カドミウム系無機顔料製造施設のうち、遠心分離機 ニ 群青製造施設のうち、水洗式分別施設 ホ 廃ガス洗淨施設 二十七 前二号に掲げる事業以外の無機化学工業製品製造業の用に供する施設であつて、次に掲げるもの イ ろ過施設 ロ 遠心分離機 ハ 硫酸製造施設のうち、亜硫酸ガス冷却洗淨施設 ニ 活性炭又は二硫化炭素の製造施設のうち、洗淨施設 ホ 無水けい酸製造施設のうち、塩酸回収施設 ヘ 青酸製造施設のうち、反応施設 ト よう素製造施設のうち、吸着施設及び沈でん施設 チ 海水マグネシア製造施設のうち、沈でん施設 リ バリウム化合物製造施設のうち、水洗式分別施設 ヌ 廃ガス洗淨施設 二十八 カーバイト法アセチレン誘導品製造業の用に供する施設であつて、次に掲げるもの イ 湿式アセチレンガス発生施設 ロ 酢酸エステル製造施設のうち、洗淨施設及び蒸留施設 ハ ポリビニルアルコール製造施設のうち、メチルアルコール蒸留施設 ニ アクリル酸エステル製造施設のうち、蒸留施設 ホ 塩化ビニルモノマー洗淨施設 ヘ クロブレンモノマー洗淨施設 二十九 コールタール製品製造業の用に供する施設であつて、次に掲げるもの イ ベンゼン類硫酸洗淨施設 ロ 静置分離器 ハ タール酸ソーダ硫酸分解施設 三十 発酵工業（第五号、第十号及び第十三号に掲げる事業を除く。）の用に供する施設であつて、次に掲げるもの イ 原料処理施設 ロ 蒸留施設 ハ 遠心分離機 ニ ろ過施設 三十一 メタン誘導品製造業の用に供する施設であつて、次に掲げるもの イ メチルアルコール又は四塩化炭素の製造施設のうち、蒸留施設 ロ ホルムアルデヒド製造施設のうち、精製施設 ハ フロンガス製造施設のうち、洗淨施設及びろ過施設	三十二 有機顔料又は合成染料の製造業の用に供する施設であつて、次に掲げるもの イ ろ過施設 ロ 顔料又は染色レーキの製造施設のうち、水洗施設 ハ 遠心分離機 ニ 廃ガス洗淨施設 三十三 合成樹脂製造業の用に供する施設であつて、次に掲げるもの イ 縮合反応施設 ロ 水洗施設 ハ 遠心分離機 ニ 静置分離器 ホ 弗素樹脂製造施設のうち、ガス冷却洗淨施設及び蒸留施設 ヘ ポリプロピレン製造施設のうち、溶剤蒸留施設 ト 中圧法又は低圧法によるポリエチレン製造施設のうち、溶剤回収施設 チ ポリブテンの酸又はアルカリによる処理施設 リ 廃ガス洗淨施設 ヌ 湿式集じん施設 三十四 合成ゴム製造業の用に供する施設であつて、次に掲げるもの イ ろ過施設 ロ 脱水施設 ハ 水洗施設 ニ ラテックス濃縮施設 ホ スチレン・ブタジエンゴム、ニトリル・ブタジエンゴム又はポリブタジエンゴムの製造施設のうち、静置分離器 三十五 有機ゴム薬品製造業の用に供する施設であつて、次に掲げるもの イ 蒸留施設 ロ 分離施設 ハ 廃ガス洗淨施設 ニ 合成洗剤製造業の用に供する施設であつて、次に掲げるもの イ 廃酸分離施設 ロ 廃ガス洗淨施設 ハ 湿式集じん施設 三十七 前六号に掲げる事業以外の石油化学工業（石油又は石油副生ガス中に含まれる炭化水素又は炭化水素誘導品の製造業をいい、第五十一号に掲げる事業を除く。）の用に供する施設であつて、次に掲げるもの イ 洗淨施設 ロ 分離施設 ハ ろ過施設 ニ アセトアルデヒド、アセトン、カプロラクタム、テレフタル酸 ホ 又はトリレンジアミンの製造施設のうち、蒸留施設 ヘ アルキルベンゼン製造施設のうち、酸又はアルカリによる処理施設 ト イソプロピルアルコール製造施設のうち、蒸留施設及び硫酸濃縮施設 チ エチレンオキサイド又はエチレングリコールの製造施設のうち、蒸留施設及び濃縮施設 リ ニーエチルヘキシルアルコール又はイソブチルアルコールの製造施設のうち、縮合反応施設及び蒸留施設 ヌ シクロヘキサン製造施設のうち、酸又はアルカリによる処理施設 ル トリレンジイソシアネート又は無水フタル酸の製造施設のうち、ガス冷却洗淨施設 ヲ ノルマルパラフィン製造施設のうち、酸又はアルカリによる処理施設及びメチルアルコール蒸留施設 ワ プロピレンオキサイド又はプロピレングリコールのけん化器 カ メチルエチルケトン製造施設のうち、水蒸気凝縮施設 ヨ メチルメタクリレートモノマー製造施設のうち、反応施設及びメチルアルコール回収施設 タ 廃ガス洗淨施設

三十八 石けん製造業の用に供する施設であつて、次に掲げるもの イ 原料精製施設 ロ 塩析施設 三十八の二 界面活性剤製造業の用に供する反応施設（一・四・ジオキサンが発生するものに限り、洗浄装置を有しないものを除く。） 三十九 硬化油製造業の用に供する施設であつて、次に掲げるもの イ 脱酸施設 ロ 脂肪酸製造業の用に供する蒸留施設 四十一 香料製造業の用に供する施設であつて、次に掲げるもの イ 洗浄施設 ロ 抽出施設 四十二 ゼラチン又はかわの製造業の用に供する施設であつて、次に掲げるもの イ 原料処理施設 ロ 石灰づけ施設 ハ 洗浄施設 四十三 写真感光材料製造業の用に供する感光剤洗浄施設 四十四 天然樹脂製品製造業の用に供する施設であつて、次に掲げるもの イ 原料処理施設 ロ 脱水施設 四十五 木材化学工業の用に供するフルフラール蒸留施設 四十六 第二十八号から前号までに掲げる事業以外の有機化学工業製品製造業の用に供する施設であつて、次に掲げるもの イ 水洗施設 ロ 過湿施設 ハ ヒドラジン製造施設のうち、濃縮施設 ニ 廃ガス洗浄施設 四十七 医薬品製造業の用に供する施設であつて、次に掲げるもの イ 動物原料処理施設 ロ 過湿施設 ハ 分離施設 ニ 混合施設（第二各号に掲げる物質を含有する物を混合するものに限る。以下同じ。） ホ 廃ガス洗浄施設 四十八 火薬製造業の用に供する洗浄施設 四十九 農薬製造業の用に供する混合施設 五十 第二各号に掲げる物質を含有する試薬の製造業の用に供する試薬製造施設 五十一 石油精製業（潤滑油再生業を含む。）の用に供する施設であつて、次に掲げるもの イ 脱塩施設 ロ 原油常圧蒸留施設 ハ 脱硫施設 ニ 揮発油、灯油又は軽油の洗浄施設 ホ 潤滑油洗浄施設 五十一の二 自動車用タイヤ若しくは自動車用チューブの製造業、ゴムホース製造業、工業用ゴム製品製造業（防振ゴム製造業を除く。）、更生タイヤ製造業又はゴム板製造業の用に供する直接加硫施設 （追加Ⅱ昭五六政令三二七） 五十一の三 医療用若しくは衛生用のゴム製品製造業、ゴム手袋製造業、糸ゴム製造業又はゴムバンド製造業の用に供するラテックス成形型洗浄施設 （追加Ⅱ昭五六政令三二七） 五十二 皮革製造業の用に供する施設であつて、次に掲げるもの イ 洗浄施設 ロ 石灰づけ施設 ハ タンニンづけ施設 ニ クロム浴施設 ホ 染色施設 五十三 ガラス又はガラス製品の製造業の用に供する施設であつて、次に掲げるもの イ 研磨洗浄施設 ロ 廃ガス洗浄施設	五十四 セメント製品製造業の用に供する施設であつて、次に掲げるもの イ 抄造施設 ロ 成型機 ハ 水養生施設（蒸気養生施設を含む。） 五十五 生コンクリート製造業の用に供するパッチャープラント 五十六 有機質砂かべ材製造業の用に供する混合施設 五十七 人造黒鉛電極製造業の用に供する成型施設 五十八 窯業原料（うわ薬原料を含む。）の精製業の用に供する施設であつて、次に掲げるもの イ 水洗式破碎施設 ロ 水洗式分別施設 ハ 酸処理施設 ニ 脱水施設 五十九 砕石業の用に供する施設であつて、次に掲げるもの イ 水洗式破碎施設 ロ 水洗式分別施設 六十一 砂利採取業の用に供する水洗式分別施設 六十一 鉄鋼業の用に供する施設であつて、次に掲げるもの イ タール及びガス液分離施設 ロ ガス冷却洗浄施設 ハ 圧延施設 ニ 焼入れ施設 ホ 湿式集じん施設 六十二 非鉄金属製造業の用に供する施設であつて、次に掲げるもの イ 還元そう ロ 電解施設（溶融塩電解施設を除く。） ハ 焼入れ施設 ニ 水銀精製施設 ホ 廃ガス洗浄施設 ヘ 湿式集じん施設 六十三 金属製品製造業又は機械器具製造業（武器製造業を含む。）の用に供する施設であつて、次に掲げるもの イ 焼入れ施設 ロ 電解式洗浄施設 ハ カドミウム電極又は鉛電極の化成施設 ニ 水銀精製施設 ホ 廃ガス洗浄施設 六十三の二 空きびん卸売業の用に供する自動式洗びん施設 六十三の三 石炭を燃料とする火力発電施設のうち、廃ガス洗浄施設 （追加Ⅱ昭五六政令三二七） 六十三の四 ガス供給業又はコークス製造業の用に供する施設であつて、次に掲げるもの イ タール及びガス液分離施設 ロ ガス冷却洗浄施設（脱硫化水素施設を含む。） 六十四の二 水道施設（昭和三十三年法律第七十七号）第三條第八項に規定するものをいう。）、工業用水道施設（工業用水道事業法（昭和三十三年法律第八十四号）第二條第六項に規定するものをいう。）又は自家用工業用水道（同法第二十一條第一項に規定するものをいう。）の施設のうち、浄水施設であつて、次に掲げるもの（これらの浄水能力が一日当たり一万立方メートル未満の事業場に係るものを除く。） （追加Ⅱ昭五一政令一二二） イ 沈でん施設 ロ ろ過施設 六十五 酸又はアルカリによる表面処理施設 六十六 電気めつき施設 六十六の二 エチレンオキサイド又は一・四・ジオキサンの混合施設（前各号に該当するものを除く。）（追加Ⅱ平二四政令一四七） 六十六の三 旅館業（旅館業法（昭和二十三年法律第三百十八号）第二條第一項に規定するもの（下宿営業を除く。）をいう。）の用に供する施設であつて、次に掲げるもの （追加Ⅱ昭四九政令三六三） イ ちゅう房施設 ロ 洗濯施設 ハ 入浴施設	六十六の四 共同調理場（学校給食法（昭和二十九年法律第六十号）第六條に規定する施設をいう。以下同じ。）に設置されるちゅう房施設（業務の用に供する部分の総床面積（以下単に「総床面積」という。）が五〇〇平方メートル未満の事業場に係るものを除く。） （追加Ⅱ昭六三政令二五二） 六十六の五 弁当仕出屋又は弁当製造業の用に供するちゅう房施設（総床面積が三六〇平方メートル未満の事業場に係るものを除く。） （追加Ⅱ昭六三政令二五二） 六十六の六 飲食店（次号及び第六十六号の八に掲げるものを除く。）に設置されるちゅう房施設（総床面積が四二〇平方メートル未満の事業場に係るものを除く。） （追加Ⅱ昭六三政令二五二） 六十六の七 そば店、うどん店、すし店のほか、喫茶店その他の通常主食と認められる食事を提供しない飲食店（次号に掲げるものを除く。）に設置されるちゅう房施設（総床面積が六三〇平方メートル未満の事業場に係るものを除く。） （追加Ⅱ昭六三政令二五二） 六十六の八 料亭、バー、キャバレー、ナイトクラブその他これらに類する飲食店で設備を設けて客の接待をし、又は客にダンスさせるものに設置されるちゅう房施設（総床面積が一、五〇〇平方メートル未満の事業場に係るものを除く。） （追加Ⅱ昭六三政令二五二） 六十七 洗濯業の用に供する洗浄施設 六十八 写真現像業の用に供する自動式フィルム現像洗浄施設 六十八の二 病院（医療法（昭和二十三年法律第二百五号）第一條の五第一項に規定するものをいう。以下同じ。）で病床数が三〇〇以上であるものに設置される施設であつて、次に掲げるもの （追加Ⅱ昭五四政令一三二） イ ちゅう房施設 ロ 洗浄施設 ハ 入浴施設 六十九 と畜業又は死亡獣畜取扱業の用に供する解体施設 （改正Ⅱ平二政令一五） 六十九の二 中央卸売市場（卸売市場法（昭和四十六年法律第三十五号）第二條第三項に規定するものをいう。）に設置される施設であつて、次に掲げるもの（水産物に係るものに限る。） （追加Ⅱ昭五一政令一二二） イ 卸売場 ロ 仲卸売場 六十九の三 地方卸売市場（卸売市場法第二條第四項に規定するもの（卸売市場法施行令（昭和四十六年政令第二百一十一号）第二條第二号に規定するものを除く。）をいう。）に設置される施設であつて、次に掲げるもの（水産物に係るものに限り、これらの総面積が一、〇〇〇平方メートル未満の事業場に係るものを除く。） （追加Ⅱ昭五七政令一五七） イ 卸売場 ロ 仲卸売場 七十 廃油処理施設（海洋汚染及び海上災害の防止に関する法律（昭和四十五年法律第三十六号）第三條第十四号に規定するものをいう。） 七十の二 自動車特定整備事業（道路運送車両法（昭和二十六年法律第八十五号）第七十七條に規定するものをいう。以下同じ。）の用に供する洗車施設（屋内作業場の総面積が八〇〇平方メートル未満の事業場に係るもの及び次号に掲げるものを除く。） （追加Ⅱ昭五六政令三二七） （改正Ⅱ令二政令二二） 七十一 自動式車両洗浄施設 七十一の二 科学技術（人文科学のみに係るものを除く。）に関する研究、試験、検査又は専門教育を行う事業場で環境省令で定めるものに設置されるそれらの業務の用に供する施設であつて、次に掲げるもの （追加Ⅱ昭四九政令三六三） イ 洗浄施設 ロ 焼入れ施設 七十一の三 一般廃棄物処理施設（廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和四十五年法律第三十七号）第八條第一項に規定するものをいう。）である焼却施設 （追加Ⅱ昭五四政令一二二）	七十一の四 産業廃棄物処理施設（廃棄物の処理及び清掃に関する法律第十五條第一項に規定するものをいう。）のうち、次に掲げるもの （追加Ⅱ昭五六政令三二七） イ 廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令（昭和四十六年政令第三百号）第七條第一号、第三号から第六号まで、第八号又は第十一号に掲げる施設であつて、国若しくは地方公共団体又は産業廃棄物処理業者（廃棄物の処理及び清掃に関する法律第二條第四項に規定する産業廃棄物の処分を業として行う者（同法第十四條第六項ただし書の規定により同項本文の許可を受けることを要しない者及び同法第十四條の四第六項ただし書の規定により同項本文の許可を受けることを要しない者を除く。）をいう。）が設置するもの （改正Ⅱ平一〇政令一七三） ロ 廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令第七條第十二号から第十三号までに掲げる施設 （追加Ⅱ平一〇政令一七三） 七十一の五 トリクロロエチレン、テトラクロロエチレン又はジクロロメタンによる洗浄施設（前各号に該当するものを除く。） （追加Ⅱ平三政令二四〇） 七十一の六 トリクロロエチレン、テトラクロロエチレン又はジクロロメタンの蒸留施設（前各号に該当するものを除く。） （追加Ⅱ平三政令二四〇） （改正Ⅱ平一一政令二二〇） （改正Ⅱ平一一政令二二〇） 七十二 し尿処理施設（建築基準法施行令第三十二條第一項の表に規定する算定方法により算定した処理対象人員が五〇〇人以下のし尿浄化槽を除く。） 七十三 下水道終末処理施設 七十四 特定事業場から排出される水（公共用水域に排出されるものを除く。）の処理施設（前二号に掲げるものを除く。）
---	--	---	---

3 特定施設等に関する届出

水質汚濁防止法では、工場・事業場から公共用水域に水を排出する者が、特定施設の設置等をしようとするときは、所定の事項を都道府県知事（愛知県にあっては東三河総局長もしくは各県民事務所長。名古屋市、豊橋市、岡崎市、一宮市、春日井市及び豊田市にあってはそれぞれの市長。以下「事務所長等」という。）に届け出なければなりません。また、平成 24 年 6 月以降は、有害物質使用特定施設及び有害物質貯蔵指定施設の設置等をしようとするときも公共用水域への水の排出の有無に関わらず同様に届出が必要となりました。

この届出は当該工場・事業場の規模、**排出水量**にかかわらず届け出る必要があります。



⇒『排水水』：特定事業場から公共用水域に排出される水。

表 2 水質汚濁防止法における届出の概要

届 出 が 必 要 な 場 合	届出種類	届出時期	条文
工場・事業場から公共用水域に水を排出する者が、特定施設を設置しようとするとき。 工場・事業場から地下に有害物質を含む水を浸透させる者が有害物質使用特定施設を設置しようとするとき。 有害物質使用特定施設及び有害物質貯蔵指定施設を設置しようとするとき。(全量下水道に排水する場合も含む。)	特 定 施 設 (有害物質貯蔵指定施設) 設 置 届 出 書	着 工 予 定 日 の 60 日 前 ま で	第 5 条 第 1 項 第 2 項 第 3 項
ある施設が法律の改正等により新たに特定施設等となった際、現にその施設を設置している者で排水を排出しているとき、又は特定地下浸透水を浸透させているとき。	特 定 施 設 (有害物質貯蔵指定施設) 使 用 届 出 書	特定施設等に 指定されてか ら 30 日以内	第 6 条
特定施設等の設置又は使用届出をした者が、施設の構造・設備・使用の方法、汚水等の処理の方法等を変更しようとするとき。	特 定 施 設 (有害物質貯蔵指定施設) 変 更 届 出 書	着 工 予 定 日 の 60 日 前 ま で	第 7 条
特定施設等の設置又は使用届出をした者が、当該施設の使用を廃止したとき。	特定施設 (有 害物質貯蔵指 定施設) 使用 廃 止 届 出 書	廃 止 し て か ら 30 日以内	第 10 条
特定施設等の設置又は使用届出をした者が、氏名・名称・所在地等に変更があったとき。	氏 名 等 変 更 届 出 書	変 更 し て か ら 30 日以内	第 10 条
特定施設等の設置又は使用届出をした者から特定施設等を譲り受け、借り受け、相続又は合併等により使用者に変更があったとき。	承 継 届 出 書	承 継 し て か ら 30 日以内	第 11 条
日平均排出水量が 50m ³ 以上の特定事業場を設置しようとするとき。(指定地域内のみ)	汚濁負荷量測 定手法届出書	事 前	第 14 条

〈注〉実施の制限と期間短縮

特定施設等を設置又は変更するときは、届出が受理されてから 60 日を経過した後でなければ設置または変更の工事ができませんが(法第 9 条第 1 項)、届出に係る事項の内容が相当であると認めるときは、実施の制限の期間を短縮することができます(法第 9 条第 2 項)。

⇒『特定施設 (有害物質貯蔵指定施設) 設置届出書』の届出事項：

- ①氏名又は名称及び住所 (法人の場合は代表者の氏名)
- ②工場・事業場の名称及び所在地 ③特定施設の種類 ④特定施設等の構造
- ⑤特定施設等の設備 ⑥特定施設等の使用の方法
- ⑦特定施設から排出される汚水又は廃液の処理の方法
- ⑧排水の汚染状態及び量など ⑨排水に係る用水及び排水の系統
- ⑩有害物質に係る用水及び排水又は搬入及び搬出の系統

4 排水基準

排水基準は排出水の汚染状態（濃度）についての許容限度をいいます（法第3条）。

(1) 環境省令で定める排水基準（一律排水基準）

環境省令で定めた排水基準は、全公共用水域を対象とし、全ての特定事業場に対し一律の基準であるため、「一律排水基準」と呼ばれます。

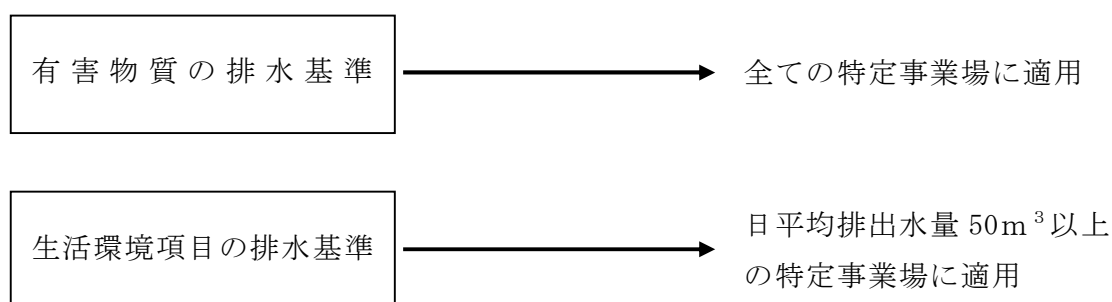
この一律排水基準はカドミウム等有害物質については排出水の量を問わず、全特定事業場に適用されます（表3）。また、水素イオン濃度等生活環境項目については、一日の平均的な排出水の量が 50m^3 以上の事業場についてだけ適用されます（表4）。

このうち、BODは河川への排出水に、CODは海域と湖沼への排出水に限り適用され、窒素含有量及び^{りん}含有量については、環境大臣が定める海域、湖沼及びそれらに流入する公共用水域へ排出される場合に適用されます（愛知県はほぼ全域が対象）。

また、一律排水基準は原則的には排出水の汚染状態の最大値で定めていますが、BOD等一部の項目については、最大値と併せて日間平均値を定めています。

なお、排水基準違反に対しては、直罰規定が設けられています。

図1 一律排水基準の適用



⇒『環境大臣が定める海域、湖沼』：伊勢湾、三河湾、黒田ダム貯水池など植物プランクトンの著しい増殖をもたらすおそれがあるとして環境大臣が定めたもの。

⇒『直罰規定』：排水口での排水基準違反に対しては、特定事業場から公共用水域に水を排出する者に対して直ちに罰則が適用されます（詳細はP14）。

表3 有害物質の排水基準（一律排水基準）

有害物質の種類	許容限度	参考：地下浸透基準
カドミウム及びその化合物	カドミウムとして 0.03 mg/L	0.001 mg/L
シアン化合物	シアンとして 1 mg/L	0.1 mg/L
有機燐化合物（パラチオン、メチルパラチオン、メチルジメトン及びEPNに限る。）	1 mg/L	0.1 mg/L
鉛及びその化合物	鉛として 0.1 mg/L	0.005 mg/L
六価クロム化合物	六価クロムとして 0.5 mg/L	0.04 mg/L
砒素及びその化合物	砒素として 0.1 mg/L	0.005 mg/L
水銀及びアルキル水銀その他の水銀化合物	水銀として 0.005 mg/L	0.0005 mg/L
アルキル水銀化合物	検出されないこと。	0.0005 mg/L
ポリ塩化ビフェニル	0.003 mg/L	0.0005 mg/L
トリクロロエチレン	0.1 mg/L	0.002 mg/L
テトラクロロエチレン	0.1 mg/L	0.0005 mg/L
ジクロロメタン	0.2 mg/L	0.002 mg/L
四塩化炭素	0.02 mg/L	0.0002 mg/L
1,2-ジクロロエタン	0.04 mg/L	0.0004 mg/L
1,1-ジクロロエチレン	1 mg/L	0.002 mg/L
1,2-ジクロロエチレン	シス体 0.4 mg/L トランス体 -	シス体 0.004 mg/L トランス体 0.004 mg/L
1,1,1-トリクロロエタン	3 mg/L	0.0005 mg/L
1,1,2-トリクロロエタン	0.06 mg/L	0.0006 mg/L
1,3-ジクロロプロペン	0.02 mg/L	0.0002 mg/L
チウラム	0.06 mg/L	0.0006 mg/L
シマジン	0.03 mg/L	0.0003 mg/L
チオベンカルブ	0.2 mg/L	0.002 mg/L
ベンゼン	0.1 mg/L	0.001 mg/L
セレン及びその化合物	セレンとして 0.1 mg/L	0.002 mg/L
ほう素及びその化合物	海域以外：ほう素として 10 mg/L 海域：ほう素として 230 mg/L	0.2 mg/L
ふっ素及びその化合物	海域以外：ふっ素として 8 mg/L 海域：ふっ素として 15 mg/L	0.2 mg/L
アンモニア、アンモニウム化合物、亜硝酸化合物及び硝酸化合物	アンモニア性窒素に 0.4 を乗じたもの、 亜硝酸性窒素及び硝酸性窒素の合計量 100 mg/L	アンモニア性窒素 0.7mg/L、 亜硝酸性窒素 0.2mg/L、 硝酸性窒素 0.2mg/L
1,4-ジオキサン	0.5 mg/L	0.005 mg/L
塩化ビニルモノマー	—	0.0002 mg/L

表4 生活環境項目の排水基準（一律排水基準）

項目	許容限度
水素イオン濃度（pH）	海域以外の公共用水域に排出されるもの：5.8以上8.6以下 海域に排出されるもの：5.0以上9.0以下
生物化学的酸素要求量（BOD）	160 mg/L（日間平均 120 mg/L）
化学的酸素要求量（COD）	160 mg/L（日間平均 120 mg/L）
浮遊物質（SS）	200 mg/L（日間平均 150 mg/L）
ノルマルヘキサン抽出物質含有量（鉱油類含有量）	5 mg/L
ノルマルヘキサン抽出物質含有量（動植物油脂類含有量）	30 mg/L
フェノール類含有量	5 mg/L
銅含有量	3 mg/L
亜鉛含有量	2 mg/L
溶解性鉄含有量	10 mg/L
溶解性マンガン含有量	10 mg/L
クロム含有量	2 mg/L
大腸菌群数	日間平均 3,000 個/1 cm ³
窒素含有量	120 mg/L（日間平均 60 mg/L）
磷含有量	16 mg/L（日間平均 8 mg/L）
備考	1 「日間平均」による許容限度は、1日の排出水の平均的な汚染状態について定めたものです。 2 BODについての排水基準は、海域及び湖沼以外の公共用水域に排出されるものに限って適用し、CODについての排水基準は、海域及び湖沼に排出される排水に限って適用します。 3 窒素含有量、磷含有量についての排水基準は、窒素又は磷が湖沼植物プランクトンの著しい増殖をもたらすおそれがある湖沼、及び海洋植物プランクトンの著しい増殖をもたらすおそれがある海域として環境大臣が定める海域及びこれらに流入する公共用水域に排出される排水に限って適用されます。（愛知県はほぼ全域が適用地域となっています。）

(1-2) 暫定排水基準

経過措置として、一部の項目、一部の業種については、下記のとおり暫定排水基準が設定されています。

ア 有害物質

○ カドミウム及びその化合物

適用期間：平成 26 年 12 月 1 日～令和 3 年 11 月 30 日

項目	業種	許容限度 mg/L
カドミウム及びその化合物	金属鉱業	0.08
この表の中欄に掲げる業種に属する特定事業場が同時に他の業種に属する場合において、改正後の省令別表第一又はこの表により当該業種につき異なる許容限度の排水基準が定められているときは、当該特定事業場に係る排出水については、それらの排水基準のうち、最大の許容限度のものを適用する。		

○ 1,4-ジオキサン

適用期間：平成 30 年 5 月 25 日～令和 3 年 5 月 24 日

適用期間：平成30年3月26日～令和5年3月21日		
項目	業種	許容限度 mg/L
1,4-ジオキサン	エチレンオキサイド製造業	3
	エチレングリコール製造業	
この表の中欄に掲げる業種に属する特定事業場が同時に他の業種に属する場合において、改正後の省令別表第一又はこの表により当該業種につき異なる許容限度の排水基準が定められているときは、当該特定事業場に係る排水については、それらの排水基準のうち、最大の許容限度のものを適用する。		

○ ほう素及びその化合物、ふっ素及びその化合物、アンモニア、アンモニウム化合物、亜硝酸化合物及び硝酸化合物

適用期間：令和元年 7 月 1 日～令和 4 年 6 月 30 日

項目	業種	許容限度 mg/L
ほう素 及びその 化合物	金属鉱業（海域以外の公共用水域に排出水を排出するものに限る。）	100
	ほうろう鉄器製造業（海域以外の公共用水域に排出水を排出するものに限る。）	40
	電気めっき業（海域以外の公共用水域に排出水を排出するものに限る。）	30
	旅館業（温泉を利用するものに限る。）	500
	下水道業（旅館業（温泉（温泉法（昭和 23 年法律第 125 号）第二条第一項に規定する温泉をいう。以下同じ。）を利用するものに限る。）に属する特定事業場（下水道法（昭和 33 年法律第 79 号）第 12 条の 2 第 1 項に規定する特定事業場をいう。）から排出される水を受け入れており、かつ、海域以外の公共用水域に排出水を排出するものであって、一定の条件に該当するものに限る。）	50

ふっ素及びその化合物	ほうろう鉄器製造業（海域以外の公共用水域に排水を排出するものに限る。）	12
	電気めっき業（一日当たりの平均的な排水の量が 50m ³ 以上であり、かつ、海域以外の公共用水域に排水を排出するものに限る。）	15
	電気めっき業（一日当たりの平均的な排水の量が 50m ³ 未満であるものに限る。）	40
	旅館業（水質汚濁防止法施行令及び廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令の一部を改正する政令（昭和 49 年政令第 363 号。以下「改正政令」という。）の施行の際現に湧出していなかった温泉を利用するものであって、一日当たりの平均的な排水の量が 50m ³ 以上であり、かつ、海域以外の公共用水域に排水を排出するものに限る。）	15
	旅館業（温泉（自然に湧出しているもの（掘削により湧出させたものを除く。以下同じ。）を除く。以下この欄において同じ。）を利用するものであって、一日当たりの平均的な排水の量が 50m ³ 未満であるもの又は改正政令の施行の際現に湧出していた温泉を利用するものに限る。）	30
	旅館業（温泉（自然に湧出しているものに限る。以下この欄において同じ。）を利用するものであって、一日当たりの平均的な排水の量が 50m ³ 未満であるもの又は改正政令の施行の際現に湧出していた温泉を利用するものに限る。）	50
アンモニア、アンモニウム化合物、亜硝酸化合物及び硝酸化合物	畜産農業	500
	酸化コバルト製造業	120
	ジルコニウム化合物製造業	600
	モリブデン化合物製造業	1400
	バナジウム化合物製造業	1650
	貴金属製造・再生業	2800
	下水道業（下水道法施行令（昭和 34 年政令第 147 号）第 24 条の 2 第 1 項第 1 号に定める特定公共下水道に係るものであり、かつ、モリブデン化合物製造業又はジルコニウム化合物製造業に属する下水道法上の特定事業場から排出される水を受け入れているものに限る。）	130
1 上欄に掲げる有害物質の種類ごとに中欄に掲げる業種その他の区分に属する特定事業場（法第 2 条第 6 項に規定する特定事業場をいう。以下この項において同じ。）が同時に他の業種その他の区分にも属する場合において、改正後の省令別表第一又はこの表によりそれらの業種その他の区分につき異なる許容限度の排水基準が定められているときは、当該特定事業場から排出される排水の排水基準については、それらのうち、最大の許容限度のものを適用する。 2 ほう素及びその化合物の項中下水道業において、「一定の条件」とは、次の算式により計算された値が 10 を超えることをいう。 $\sum C_i \cdot Q_i / Q$ この式において、C_i、Q_i 及び Q は、それぞれ次の値を表すものとする。 C_i 当該下水道に水を排出する旅館業に属する下水道法上の特定事業場ごとの排出する水のほう素及びその化合物による汚染状態の通常値（単位 ほう素の量に関して、1 リットルにつきミリグラム） Q_i 当該下水道に水を排出する旅館業に属する下水道法上の特定事業場ごとの排出する水の通常量（単位 一日につき m³） Q 当該下水道から排出される排水の通常量（単位 一日につき m³）		

イ 生活環境項目

○ 亜鉛含有量

適用期間：平成 28 年 12 月 11 日～令和 3 年 12 月 10 日

項目	業種	許容限度 mg/L
亜鉛含有量	金属鉱業	5
	電気めっき業	
	下水道業（一定の条件に該当するものに限る。）	
1 この表の中欄に掲げる業種に属する特定事業場（水質汚濁防止法第2条第5項に規定する特定事業場をいう。以下この項において同じ。）が同時に中欄に掲げる業種以外の業種にも属する場合においては、当該特定事業場から排出される排出水の亜鉛含有量に係る排出基準については、右欄に掲げるものを適用する。 2 「一定の条件」とは、次の算式により計算された値が2を超えることをいう。 $\sum C_i \cdot Q_i / Q$ この式において、C_i、Q_i及びQは、それぞれ次の値を表すものとする。 C_i 当該下水道に水を排出する下水道法上の特定事業場ごとの排出する水の亜鉛含有量の通常の値（単位 1リットルにつきミリグラム） Q_i 当該下水道に水を排出する下水道法上の特定事業場ごとの排出する水の通常の量（単位 一日につき m^3） Q 当該下水道から排出される排出水の通常の量（単位 一日につき m^3）		

○ 窒素含有量・燐含有量

適用期間：平成 30 年 10 月 1 日～令和 5 年 9 月 30 日

平成 30 年 10 月 1 日～令和 3 年 9 月 30 日（天然ガス鉱業のみ）

（ ）は日間
平均値

項目	業種	許容限度 mg/L
窒素含有量	天然ガス鉱業	160(150)
	畜産農業（水質汚濁防止法施行令（昭和 46 年政令第 188 号）別表第一第 1 号の 2 イに掲げる施設を有するものに限る）	130(110)
	酸化コバルト製造業	300(100)
	バナジウム化合物製造業及びモリブデン化合物製造業（バナジウム化合物又はモリブデン化合物の塩析工程を有するものに限る。）	4100(3100)
燐含有量	畜産農業（水質汚濁防止法施行令別表第一第 1 号の 2 イに掲げる施設を有するものに限る）	22(18)
1 排水基準を定める省令（以下「省令」という。）別表第 2 の備考 1 及び 2 の規定は、この表に掲げる排水基準について準用する。 2 この表に掲げる窒素含有量についての排水基準は、窒素が海洋植物プランクトンの著しい増殖をもたらすおそれがある海域として省令別表第 2 の備考 6 に基づき環境大臣が定める海域及びこれに流入する公共用水域（窒素に係る特定湖沼及びこれに流入する公共用水域を除く。）に排出される排出水に限って適用する。 3 この表に掲げる燐含有量についての排水基準は、燐が海洋植物プランクトンの著しい増殖をもたらすおそれがある海域として省令別表第 2 の備考 7 に基づき環境大臣が定める海域及びこれに流入する公共用水域（燐に係る特定湖沼及びこれに流入する公共用水域を除く。）に排出される排出水に限って適用する。 4 この表の左欄に掲げる項目ごとに同表の中欄に掲げる業種に属する工場又は事業場が同時に他の業種に属する場合において、省令別表第 2 又はこの表によりその業種につき異なる許容限度の排水基準が定められているときは、当該工場又は事業場に係る排出水については、それらの排水基準のうち、最大の許容限度のものを適用する。 5 この表に掲げる排水基準は、工場又は事業場に係る汚水等を処理する事業場に係る排出水については、当該事業場が当該工場又は事業場の属する業種に属するものとみなして適用する。この場合において、省令別表第 2 又はこの表により当該工場又は事業場が属する業種につき異なる許容限度の排水基準が定められているときは、4 の規定を準用する。		

(2) 都道府県が条例で定める排水基準（上乘せ排水基準）

都道府県は、水域の実情からみて、水質汚濁防止法で定める一律排水基準では不十分と考えられる場合は、条例で一律排水基準より厳しい排水基準を定めることができます（法第3条第3項）。

愛知県では県内全体を7水域に分け、特定事業場の既設・新設、業種の種類、排水量の規模の区分を行い、それぞれに一律排水基準より厳しい上乘せ排水基準を設けています。（「水質汚濁防止法第3条第3項に基づく排水基準を定める条例」昭和47年3月29日愛知県条例第4号）

○ 7 水域

木曽川水域、名古屋港・庄内川等水域、名古屋市内水域、
衣浦湾・境川等水域、矢作川水域、渥美湾・豊川等水域、天竜川水域

○ 適用事業場

既設：日平均排水量が 50m^3 以上の特定事業場

新設：日平均排水量が 20m^3 以上の特定事業場

※ ただし、畜産農業、染色整理業、窯業原料精製業、非金属鉱業、と畜業、死亡獣畜取扱業、し尿処理施設については、既設・新設を問わず、日平均排水量が 0m^3 、 10m^3 、 20m^3 以上から適用となる水域があります。

※ 下表の特定施設(昭和58年1月1日以降に法に追加されたもの)のみを有する工場・事業場は、上乘せ基準適用対象外です。

特定施設の号番号、概要
38の2（界面活性剤製造業の反応施設）、 63の3（石炭火力の廃ガス洗浄施設）、 66の2（エチレンオキサイド・1,4-ジオキサンの混合施設）、 66の4（共同調理場に設置されるちゅう房施設）、 66の5（弁当仕出し屋・弁当製造業のちゅう房施設）、 66の6（飲食店ちゅう房施設）、 66の7（そば店、うどん店、すし店等のちゅう房施設） 66の8（料亭・バー・キャバレー等のちゅう房施設）、 71の4ロ（廃PCBの焼却施設等）、 71の5（トリクロエチレン・テトラクロエチレン・ジクロロメタンによる洗浄施設）、 71の6（トリクロエチレン・テトラクロエチレン・ジクロロメタンの蒸留施設）、 指定地域特定施設（201人槽以上501人槽未満の浄化槽）

○ 適用項目

既設：上乘せ排水基準（条例別表第二）に定められた項目

新設：上乘せ排水基準に定められた項目のほかに、定めのない生活環境項目すべて（窒素含有量、りん含有量を除く。）

○ 既設・新設の区分

既設：特定施設を設置した工場・事業場のうち、下表に区分される事業場

水 域		木曽川	名古屋港 ・庄内川	名古屋 市内	衣浦湾 ・境川	矢作川	渥美湾 ・豊川	天竜川
既設の 範囲	事業場 区分 A	～S48. 3. 31 に 設置された事業場		～S47. 3. 31 に 設置された事業場		～S48. 3. 31 に 設置された事業場		
	事業場 区分 B	～S57. 12. 31 に設置された事業場						

- ・事業場区分 A：下記「事業場区分 B」以外の事業場
- ・事業場区分 B：1 の 2（畜産農業）、18 の 2（冷凍調理食品製造業）、18 の 3（たばこ製造業）、19 リ（紡績業等ののり抜き施設）、21 の 2, 3, 4（一般製材業等）、23 の 2（新聞業、出版業等）、51 の 2, 3（ゴム製品製造業）、63 の 2（空き瓶卸売業）、64 の 2（水道施設）、66 の 3（旅館業）、68 の 2（病院）、69 の 2（中央卸売市場）、69 の 3（地方卸売市場）、70 の 2（自動車分解整備事業洗車施設）、71 の 2（試験研究機関）、71 の 3（一般廃棄物処理施設）、71 の 4 イ（産業廃棄物処理施設）
のみを有する事業場

新設：特定施設を設置した工場・事業場のうち、既設の工場・事業場以外のもの

具体的な基準値等については、事業場の所在地を所轄する事務所（愛知県にあっては東三河総局及び各県民事務所等。名古屋市にあっては担当する各公害対策担当。豊橋市、岡崎市、一宮市、春日井市及び豊田市にあってはそれぞれの市役所。以下「事務所等」という。P 36～37 参照。）までお問い合わせください。

〈注〉上乗せ排水基準は下記から確認することができます。

水質汚濁防止法第 3 条第 3 項に基づく排水基準を定める条例

URL <https://www.pref.aichi.jp/uploaded/attachment/277267.pdf>

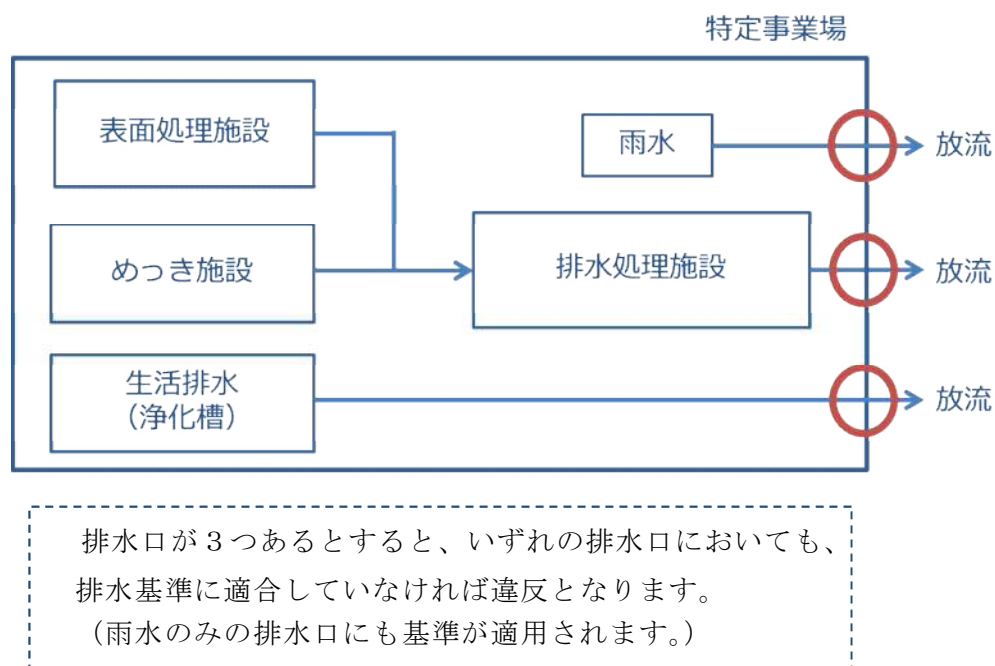
愛知県の水域区分図

URL <https://www.pref.aichi.jp/uploaded/attachment/277268.pdf>

5 排水基準の遵守の責務

排水水を排出する者は、その汚染状態が当該事業場の排水口において、排水基準に適合しない排水水を排出してはなりません（法第 12 条第 1 項）。

図 2 排水基準の適用される場所（例）



都道府県知事（愛知県にあっては事務所長等）は、工場又は事業場に対し、排水基準を遵守させるために、計画変更命令・改善命令等の強制措置を取ることができます。

(1) 特定施設設置前の措置

ア 未届出、虚偽の届出に対する罰則

特定施設の設置や変更の届出をせず、又は虚偽の届出をした者は懲役又は罰金に処せられます。

イ 計画変更命令等

都道府県知事（愛知県にあっては事務所長等）は、特定施設設置や変更の届出に係る特定事業場の排水水の汚染状態が、排水口において排水基準に適合しないと認めるときは、その届出の受理日から 60 日以内に限り、特定施設の構造や使用の方法、汚水等の処理の方法に関する計画の変更、又は特定施設設置に係る計画の廃止を命ずることができます（法第 8 条第 1 項）。

(2) 特定施設設置後の措置

ア 直罰規定

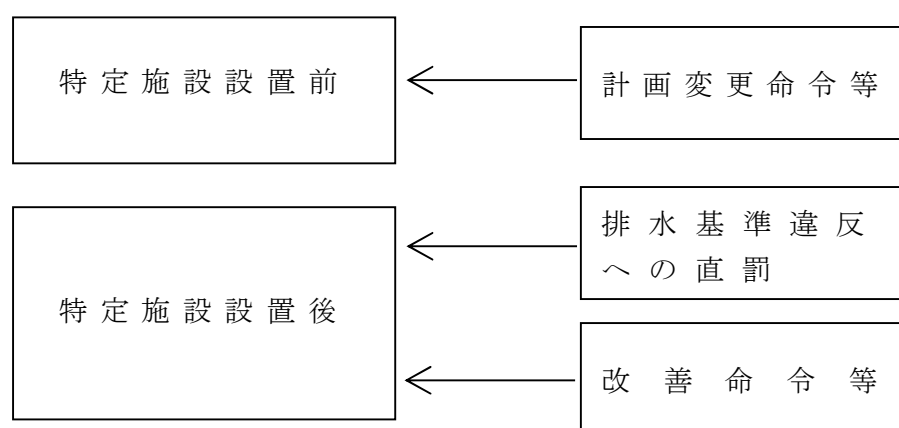
当該事業場の排水口において、排水水の汚染状態が排水基準に違反した者は、懲役又は罰金に処せられます。

イ 改善命令等

都道府県知事（愛知県にあっては事務所長等）は、排出水を排出する者が、その汚染状態が排水基準に適合しない排出水を排出するおそれがあると認めるときは、期限を定めて特定施設の構造や使用の方法もしくは汚水等の処理の方法の改善を命じ、又は特定施設の使用や排出水の排出の一時停止を命ずることができます（法第13条第1項）。

なお、これら(1)・(2)の命令等に違反した者は、懲役又は罰金に処せられます。

図3 排水基準を遵守させるための措置



(3) 排水等の測定義務

排出水を排出する者は、常にその汚染状態について注意する必要があるため、排水水の汚染状態を測定し、結果を記録し、保存しておかなければなりません。排水基準が定められている事項のうち、様式第1別紙4（排水水の汚染状態及び量）により排水口ごとに届け出たものについては年に1回以上（ただし、温泉を利用する旅館業については一部の項目について3年に1回以上）、その他のものについては必要に応じて測定することとされています。これに違反した場合、罰金に処せられます（法第14条第1項、規則第9条第1号及び法第33条第3号）。

また、排出先の公共用水域の水質の汚濁状況を考慮して、当該特定事業場の排水口の位置その他排出方法を適切にしなければなりません（法第14条第4項）。

なお、測定の結果は、所定の方式に従って記録し、測定に伴い作成したチャートその他の資料とともに3年間保存しておかなければなりません（規則第9条8号、9号）。

6 地下浸透水の規制等

有害物質使用特定事業場から水を排出する者は、有害物質を含む（検出される）水を地下に浸透させてはなりません（法第 12 条の 3、表 3 地下浸透基準）。これは、有害物質による地下水汚染を未然に防止するために設けられた規定で、漏出等非意図的な原因による有害物質の地下浸透に対しても、適用できることとなっています。

(1) 有害物質使用特定施設設置前の措置

ア 未届出、虚偽の届出に対する罰則

有害物質使用特定施設の設置や変更の届出をせず、又は虚偽の届出をした者は懲役又は罰金に処せられます（法第 32 条）。

イ 計画変更命令等

都道府県知事（愛知県にあっては事務所長等）は、有害物質使用特定施設の設置や変更の届出に係る施設が構造等に関する基準に適合しないと認めるときは、その届出の受理日から 60 日以内に限り、当該施設の構造、設備若しくは使用の方法に関する計画の変更、又は当該施設設置に係る計画の廃止を命ずることができます（法第 8 条第 2 項）。

(2) 有害物質使用特定施設設置後の措置

ア 改善命令等

都道府県知事（愛知県にあっては事務所長等）は、有害物質使用特定事業場から有害物質を含む水を地下に浸透させるおそれがあると認められるときは、その設置者に対し、期限を定めて、特定施設の構造や使用方法、汚水等の処理方法の改善を命じ、又は特定施設の使用や地下浸透の一時停止を命ずることができます（法第 13 条の 2）。

イ 汚染地下水の水質浄化措置命令

都道府県知事（愛知県にあっては事務所長等）は、特定事業場からの有害物質が地下に浸透し人の健康に被害が生じる、又はそのおそれがあると認めたときは、特定事業場の設置者に、期限を定めて、地下水の水質浄化を命ずることができます（法第 14 条の 3）。いったん汚染された地下水は、流速が緩慢である等の理由から自然浄化を期待することが難しいことから、人の健康に係る被害が生じるおそれが出てきています。このため、汚染された地下水の水質浄化を図るため、平成 8 年 6 月、この地下水浄化命令規定が追加されました。

⇒『有害物質使用特定事業場』：有害物質をその施設において製造し、使用し又は処理する特定施設を設置する特定事業場

7 地下水汚染の未然防止の規制等（有害物質使用特定施設等に係る構造基準等の遵守義務）

有害物質による地下水の汚染を未然に防止するため、有害物質の使用、貯蔵等を行う施設・設備や作業における漏えいを防止するとともに、漏えいが生じたとしても地下への浸透を防止し地下水の汚染に至ることのないよう、有害物質の使用、貯蔵等を行う施設の設置者に対し、地下浸透防止のための構造、設備及び使用の方法に関する基準の遵守義務、定期点検の実施及び結果の記録・保存の義務等の規定が新たに設けられました（平成24年6月1日より施行）。

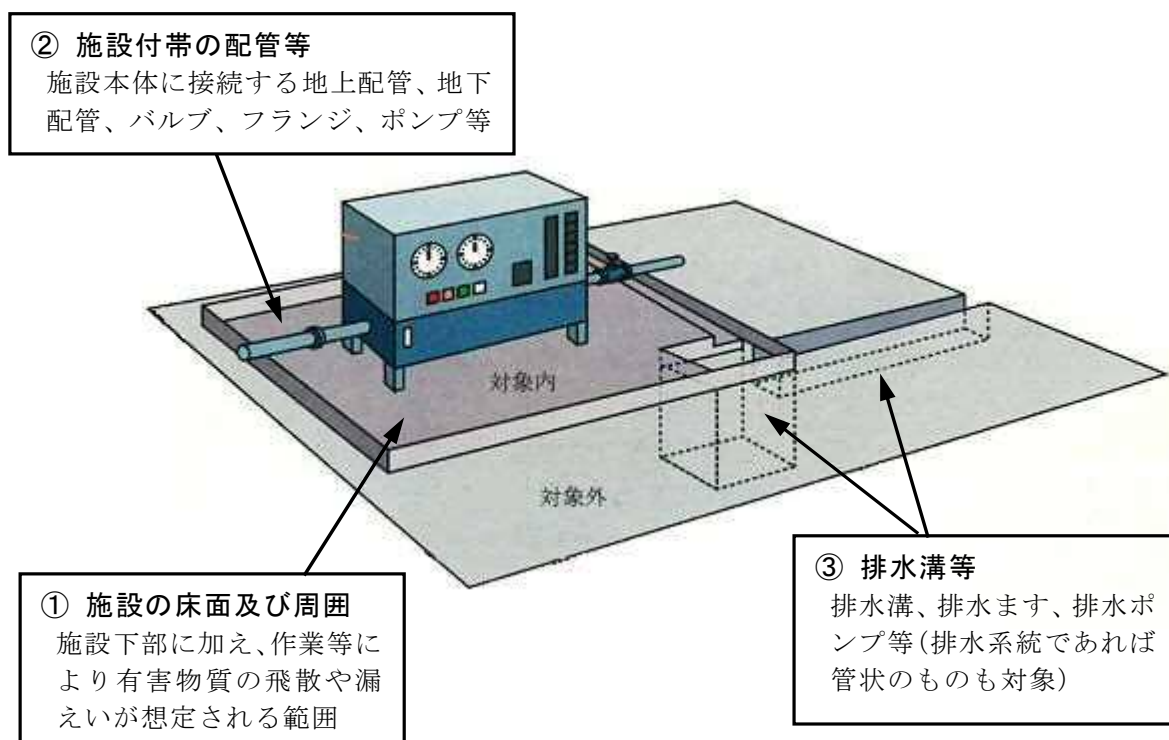
（1）対象施設

- 有害物質使用特定施設（有害物質を製造し、使用し、処理する特定施設）
- 有害物質貯蔵指定施設（有害物質を含む液状のものを貯蔵する施設）

（2）構造等に関する基準が適用される範囲

有害物質使用特定施設及び有害物質貯蔵指定施設について、以下の①～④について構造、設備及び使用の方法に関する基準及び定期点検の方法を定めています。

- ① 施設の設置場所の床面及び周囲
- ② 施設本体に付帯する配管等
- ③ 施設本体に付帯する排水溝等
- ④ 地下貯蔵施設（有害物質貯蔵指定施設のうち地下に設置されるもの。）



(3) 構造等に関する基準及び定期点検の方法等（詳細は表 5）

ア 構造等に関する基準

有害物質使用特定施設等の施設本体が設置されている床面及び周囲、有害物質使用特定施設等に接続する配管等、排水溝等の設備並びに地下貯蔵施設のそれぞれに、地下浸透を未然に防止するための構造基準として、A 基準・B 基準という 2 種類の基準を設けています。

新設（平成 24 年 6 月 1 日以降に設置される施設）：A 基準のみ

既設（平成 24 年 5 月 31 日以前に設置された施設）：B 基準（又は A 基準）

イ 定期点検の方法等

有害物質使用特定施設等については、当該施設の構造等に関する基準に応じた定期点検を実施し、その結果を記録し、これを 3 年間保存しなければなりません。

(4) 使用の方法に関する基準

作業及び運転を行う際、有害物質が地下に浸透したり、周囲に飛散したり、流出したりしないような方法で行うよう以下の使用の方法を定めています。

これらの規定に適切に対応するため、点検方法や回数を定めた管理要領を定めることとしています。

- 有害物質を含む水の受け入れ、移し替え、分配の作業は、有害物質を含む水が飛散し、流出し、地下に浸透しない方法で行うこと。
- 有害物質を含む水の補給や設備の作動状況の確認等、施設の運転を適切に行うこと。
- 有害物質を含む水が漏えいした場合には、直ちに漏えいを防止する措置を講じるとともに、当該漏えいした有害物質を含む水を回収し、再利用するか、生活環境保全上支障のないよう適切に処理すること。

(5) 有害物質使用特定施設等設置前の措置

ア 未届出、虚偽の届出に対する罰則

特定施設等の設置や変更の届出をせず、又は虚偽の届出をした者は懲役又は罰金に処せられます（法第 32 条）。

イ 計画変更命令等

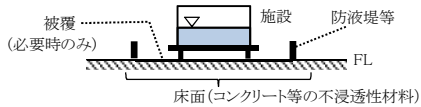
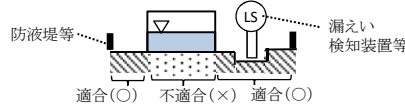
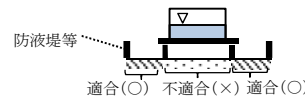
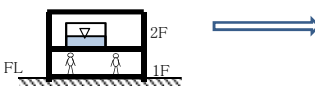
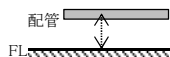
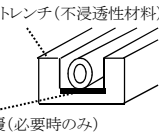
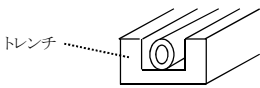
都道府県知事（愛知県にあっては事務所長等）は、有害物質使用特定施設等の設置や変更の届出に係る施設が構造等に関する基準に適合しないと認めるときは、その届出の受理日から 60 日以内に限り、当該施設の構造、設備若しくは使用の方法に関する計画の変更、又は当該施設設置に係る計画の廃止を命ずることができます（法第 8 条第 2 項）。

(6) 有害物質使用特定施設等設置後の措置

ア 改善命令等

都道府県知事（愛知県にあっては事務所長等）は、有害物質使用特定施設等が構造基準に適合していないと認めるときは、期限を定めて当該施設の構造、設備若しくは使用の方法の改善を命じ、又は当該施設の使用の一時停止を命ずることができます（法第 13 条の 3）。

表5 有害物質使用特定施設等における構造基準の概要（A基準、B基準のみ）

対象箇所	新設または既設対象（A基準）		既設対象（B基準）（H24.6.1より前に設置した施設）	
	構造基準	点検方法	構造基準	点検方法
床面及び周囲 A基準：①、②のいずれか B基準：①、②のいずれか	① 以下の全てを満たすこと ・床面は不透水性材料とし、必要に応じ耐薬品性及び不透水性材質で被覆 ・防液堤、側溝、溜槽、SUS受皿又はこれらと同等以上の装置（防液堤等）を設置  被覆（必要時のみ） 施設 防液堤等 FL 床面（コンクリート等の不透水性材料） ② ①と同等以上の措置	・床面のひび割れ、被覆損傷等の有無（1回／年以上） ・防液堤のひび割れ等の有無（1回／年以上） ・措置に応じた内容・頻度	① 施設本体が床面に接し、本体の接する床面がA基準に適合しない場合において、以下の全てを満たすこと ・本体下部以外の床面及び周囲はA基準に適合 ・漏えい等検知装置又はこれと同等以上の措置  防液堤等 適合(○) 不適合(×) 適合(○) 漏えい検知装置等 ② 施設本体が床面から離して設置され、施設本体の下部の床面がA基準に適合しないが、それ以外の周囲の床面が適合すること  防液堤等 適合(○) 不適合(×) 適合(○)	◇床面及び周囲 ・床面のひび割れ、被覆損傷等の有無（1回／年以上） ・防液堤のひび割れ等の有無（1回／年以上） ◇施設本体 ・施設本体のひび割れ、損傷等の有無（1回／年以上） ・施設本体からの漏えいの有無 ※目視又は漏えい等検知装置の場合：1回／月以上 ※それ以外の点検：方法に応じた頻度
構造基準の適用が除外される場合	施設本体が設置される床の下部に、上部（天井部分等）からの漏えいを目視により容易に（日常活動の中で）確認できる場合は、基準を満たすことは要求されない。  FL 2F 1F ・床の下への漏えいの有無の点検が必要。（1回／月以上）			
地上配管等※ ※配管本体、継手類、フランジ類、バルブ類、ポンプ設備等 A基準：①、②のいずれか B基準：①	① 以下の全てを満たすこと ・漏えい防止に必要な強度を有する ・容易に劣化するおそれがない ・外面に防食措置（腐食のおそれがない） ② 漏えいを容易に目視確認できるよう、床面から離して設置されていること  配管 FL	・配管等の損傷等の有無（1回／年以上） ・配管等からの漏えいの有無（1回／年以上）	① 漏えいが目視で確認できるように設置されていること	・配管等の損傷等の有無（1回／6月以上） ・配管等からの漏えいの有無（1回／6月以上）
地下配管等※ ※配管本体、継手類、フランジ類、バルブ類、ポンプ設備等 A基準：①～③のいずれか B基準：①～③のいずれか	① 以下の全てを満たすこと ・トレンチの中に設置 ・トレンチ底面及び側面は不透水性材料とし、底面は必要に応じ耐薬品性及び不透水性材質で被覆  トレンチ（不透水性材料） 被覆（必要時のみ） ② 以下の全てを満たすこと ・漏えい防止に必要な強度を有すること ・容易に劣化するおそれがないこと（耐自重も考慮） ・外面に防食措置（腐食のおそれがない） ③ ①、②と同等以上の措置	・配管等の損傷等の有無（1回／年以上） ・配管等からの漏えいの有無（1回／年以上） ・トレンチのひび割れ、被覆の損傷等の有無（1回／年以上） ・配管等からの漏えい等の有無 ※圧力または水位による点検：1回／年以上 ※それ以外の点検：方法に応じた頻度 ※所定の条件を満たす場合：1回／3年 ・措置に応じた内容・頻度	① トレンチの中に設置されていること  トレンチ ② 配管等からの漏えい等の検知装置又は漏えい等を確認できる措置（流量変動の計測等）が講じられていること ③ ①又は②と同等以上の措置	・配管等の損傷等の有無（1回／6月以上） ・配管等からの漏えいの有無（1回／6月以上） ・トレンチのひび割れ、被覆の損傷等の有無（1回／6月以上） ・配管等からの漏えい等の有無 1回／月以上 ※有害物質の濃度測定による場合：1回／3月以上 ・措置に応じた内容・頻度

対象箇所	新設または既設対象（A基準）		既設対象（B基準）（H24. 6. 1より前に設置した施設）	
	構造基準	点検方法	構造基準	点検方法
排水溝※ ※排水溝、排水ます等。配管で送水される場合には、配管の基準を適用。 A基準：①、②のいずれか B基準：①、②のいずれか	① 以下の全てを満たすこと ・地下浸透防止に必要な強度を有すること ・容易に劣化するおそれがないこと ・表面を必要に応じ耐薬品性及び不浸透性材質で被覆	・排水溝等のひび割れ、被覆損傷等の有無 1回／年以上 〔※地下浸透確認の措置を講じ、かつ地下浸透の点検を1回／月（濃度測定なら1回／3月）行う場合：1回／3年〕	① 排水溝等からの地下浸透の検知装置又は地下浸透を確認できる措置（流量変動の計測等）が講じられていること	・排水溝等のひび割れ、被覆損傷等の有無（1回／6月以上） ・排水溝等から地下への浸透の有無 〔1回／月以上 ※有害物質の濃度測定による場合：1回／3月以上〕
	② ①と同等以上の措置	・措置に応じた内容・頻度	② ①と同等以上の措置	・措置に応じた内容・頻度
地下貯蔵施設 A基準：①、②のいずれか B基準：①～③のいずれか	① 以下の全てを満たすこと ・タンク室内への設置や、二重殻構造等、漏えい防止措置を講じた構造及び材質 ・外面に防食措置（腐食のおそれがない場合は不要） ・有害物質を含む水の量を確認できること 	・貯蔵施設からの漏えい等の有無の確認 〔※圧力または水位による点検：1回／年以上 ※消防法第11条第5項規定の完成検査から15年未満のタンク：1回／3年以上 ※漏えい検知装置、漏えい確認措置等が取られ、かつ漏えいの点検が1回／月（濃度測定なら1回／3月）実施されている場合：1回／3年以上 ※それ以外の点検：方法に応じた頻度〕	① 以下の全てを満たすこと ・有害物質を含む水の量を確認できること ・施設からの漏えい等の検知装置又は漏えい等を確認できる措置（流量変動の計測等）が講じられていること	・施設からの漏えい等の有無 1回／月以上 〔※有害物質の濃度測定による場合：1回／3月以上〕
			② 以下の全てを満たすこと ・有害物質を含む水の量を確認できること ・内部にコーティングがされていること	・漏えい等の有無の確認 〔※圧力または水位変動による点検：1回／年以上 ※それ以外の点検：方法に応じた頻度〕
	② ①と同等以上の措置	・措置に応じた内容・頻度	③ ①又は②と同等以上の措置	・措置に応じた内容・頻度

※1：施設本体については、地下構造に関するものを除き、構造等に関する基準は規定されていない（定期点検の方法については規定されている）ことから、上表には記載していない

※2：本資料は構造等基準についての概要を把握するためのものであり、適合の判定等、個別の事案については所管する県民事務所等窓口へお問合せください

8 事故時の措置

工場・事業場において特定施設の破損等の事故が発生し、有害物質や指定物質や油を含む水が排出された場合には、直ちに応急の措置を講じ環境汚染の拡大防止を図る必要があります。このため、事故時の措置の対象として、平成元年には有害物質が定められ、平成8年には**油**が追加され、平成23年には**指定物質**（表6参照）が追加されました。

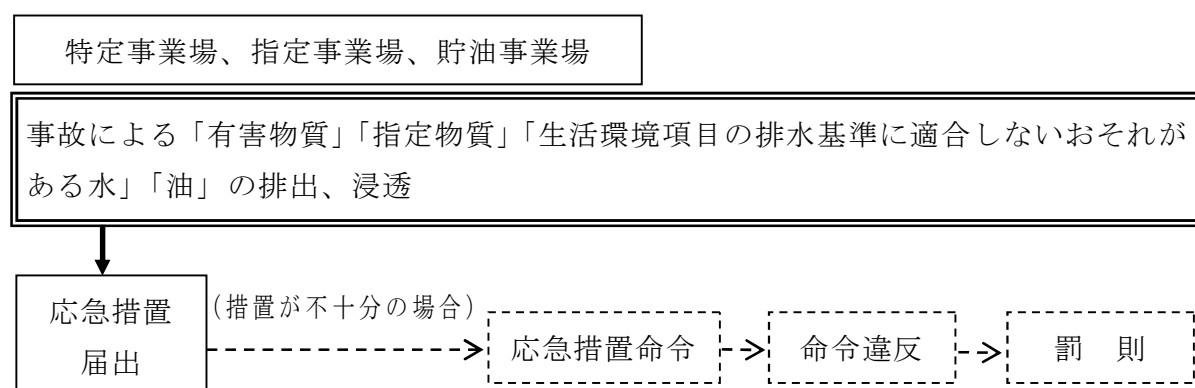
※ 特定事業場の設置者は、当該事業場において、特定施設の破損その他の事故が発生し、有害物質を含む水若しくは生活環境項目の排水基準に適合しないおそれがある水が当該特定事業場から公共用水域に排出され、又は有害物質を含む水が当該特定事業場から地下に浸透したことにより人の健康又は生活環境に係る被害を生ずるおそれがあるときには、直ちにその水の排出又は浸透の防止のための応急の措置を自ら講ずるとともに、速やかにその事故の状況及び講じた措置の概要を都道府県知事（愛知県にあっては事務所長等）に届け出なければなりません（法第14条の2第1項）。

※ 指定事業場の設置者は、当該事業場において、指定施設の破損その他の事故が発生し、有害物質又は指定物質を含む水が当該指定事業場から公共用水域に排出され、又は地下に浸透したことにより人の健康若しくは生活環境に係る被害を生ずるおそれがあるときには、直ちに、引き続く有害物質又は指定物質を含む水の排出又は浸透の防止のための応急の措置を講ずるとともに、速やかにその事故の状況及び講じた措置の概要を都道府県知事（愛知県にあっては事務所長等）に届け出なければなりません（法第14条の2第2項）。

※ **貯油事業場等**において、事故が発生し油を含む水を公共用水域に流出させた場合や地下に浸透させた場合も同様です（法第14条の2第3項）。

都道府県知事（愛知県にあっては事務所長等）は、特定事業場、指定事業場及び貯油事業場の設置者がその応急措置を講じていないと認めるときは、その者に対し、応急措置を講ずべきことを命ずることができるとされています（法第14条の2第4項）。

図4 事故時の措置



⇒ 対象となる『油』：原油、重油、潤滑油、軽油、灯油、揮発油、動植物油

⇒ 『貯油事業場等』：上記の油の貯油施設または油水分離施設を設置している事業場

表 6 指定物質

番号	物質名	番号	物質名
1	ホルムアルデヒド	29	パラ-ジクロロベンゼン
2	ヒドラジン	30	フェノブカルブ (BPMC)
3	ヒドロキシルアミン	31	プロピザミド
4	過酸化水素	32	クロロタロニル (TPN)
5	塩化水素	33	フェニトロチオン (MEP)
6	水酸化ナトリウム	34	イプロベンホス (IBP)
7	アクリロニトリル	35	イソプロチオラン
8	水酸化カリウム	36	ダイアジノン
9	アクリルアミド	37	イソキサチオン
10	アクリル酸	38	クロルニトロフェン (CNP)
11	次亜塩素酸ナトリウム	39	クロルピリホス
12	二硫化炭素	40	フタル酸ビス (2-エチルヘキシル)
13	酢酸エチル	41	アラニカルブ
14	メチル-tert-ブチルエーテル (MTBE)	42	クロルデン
15	硫酸	43	臭素
16	ホスゲン	44	アルミニウム及びその化合物
17	1, 2-ジクロロプロパン	45	ニッケル及びその化合物
18	クロルスルホン酸	46	モリブデン及びその化合物
19	塩化チオニル	47	アンチモン及びその化合物
20	クロロホルム	48	塩素酸及びその塩
21	硫酸ジメチル	49	臭素酸及びその塩
22	クロルピクリン	50	クロム及びその化合物 (六価クロム化合物を除く。)
23	ジクロルボス (DDVP)	51	マンガン及びその化合物
24	オキシデプロホス (ESP)	52	鉄及びその化合物
25	トルエン	53	銅及びその化合物
26	エピクロロヒドリン	54	亜鉛及びその化合物
27	スチレン	55	フェノール類及びその塩類
28	キシレン	56	ヘキサメチレンテトラミン

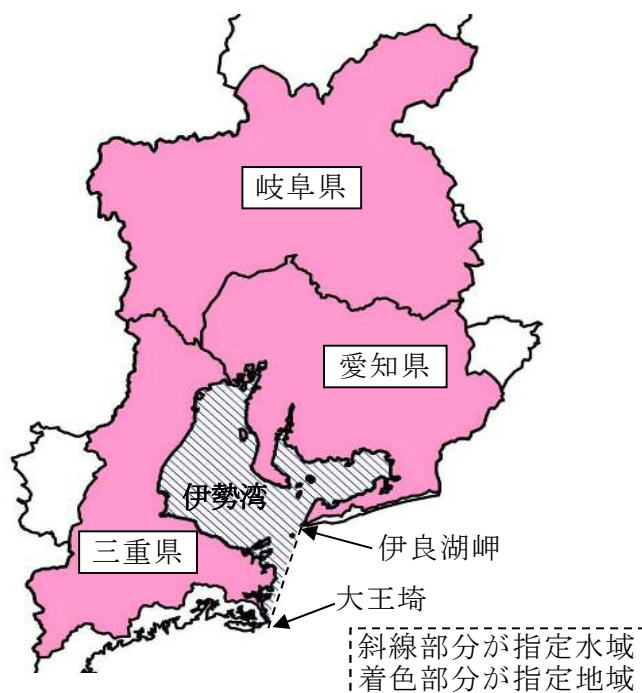
9 水質総量削減制度

水質総量削減制度は、人口、産業などが集中し、生活又は事業活動に伴い排出された水が大量に流入することによる汚濁が著しい広域的な閉鎖性海域の水質汚濁を防止するため、伊勢湾、東京湾及び瀬戸内海を**指定水域**とし、当該水域に流入する地域を**指定地域**と定め、そこから発生するCOD、窒素及びりんに係る汚濁負荷の総量を計画的かつ段階的に削減しようとする制度です。

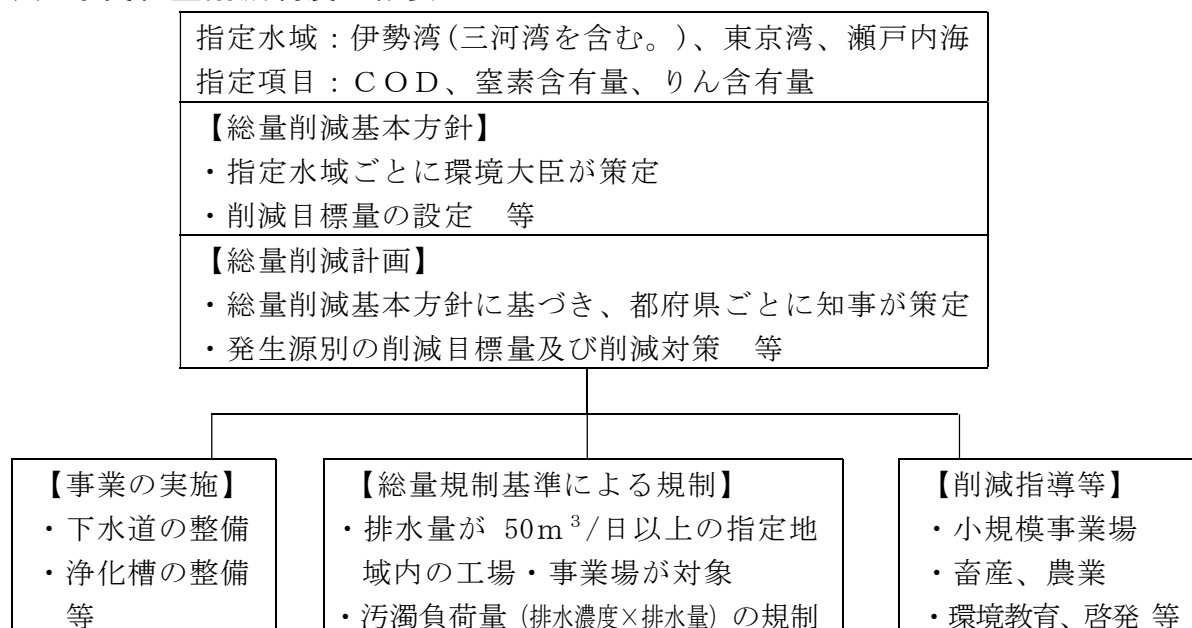
(1) 伊勢湾(三河湾を含む)における指定水域及び指定地域

伊勢湾に係る水域では、愛知県、三重県及び岐阜県の地域が指定地域となっており、愛知県においては、北設楽郡の一部と渥美半島の太平洋側の一部を除いて、ほぼ全域が指定地域となっています。

図5 伊勢湾に係る指定水域及び指定地域



(2) 水質総量削減制度の概要



(3) 総量削減計画

水質総量削減制度の対象水域となる指定水域を有する都府県知事は、総量削減基本方針（「化学的酸素要求量、窒素含有量及びりん含有量に係る総量削減基本方針」）に基づき、総量削減計画を策定することとなっています。

本県では、第8次水質総量削減計画（「化学的酸素要求量、窒素含有量及びりん含有量に係る総量削減計画」）を平成29年6月27日に公告し、基本方針の定める削減目標量が達成されるよう、生活系、産業系及びその他系の汚濁負荷の発生源ごとに削減目標量（平成31年度を目標年度とする。）を定めるとともに、これを達成するための具体的な施策を定めています。

(4) 総量規制基準

水質総量削減制度では、削減目標量を達成するための主要な手段として、一定規模以上の工場・事業場からの排水に対し、濃度規制による排水基準に加え、総量規制基準による特別の規制措置を講じることとしています。

本県では、第8次水質総量規制基準を平成29年6月27日に告示し、同年9月1日に施行しました。

〈注〉愛知県の総量削減計画については、こちらのページをご覧ください。

水質総量削減

URL <https://www.pref.aichi.jp/soshiki/mizutaiki/0000047072.html>

⇒『水質環境基準』:

公共用水域の水質について、「人の健康を保護し及び生活環境を保全するうえで維持することが望ましい基準」として環境基本法第16条に定められている基準。

環境省のホームページで見ることができます。

環境基本法 環境省のホームページ→法令・告示・通達

URL <http://law.e-gov.go.jp/htmldata/H05/H05HO091.html>

環境基準 環境省のホームページ→環境基準

URL <http://www.env.go.jp/kijun/mizu.html>

10 指定地域内事業場とその責務

総量規制の対象となる事業場は、指定地域内に立地していて、日平均排水量（間接冷却水等を含む。）が $50\text{m}^3/\text{日}$ 以上である特定事業場（指定地域内事業場）です。

総量規制では、指定地域内事業場に対し、次のことが義務づけられています。

(1) 総量規制基準の遵守

総量規制基準は、1日当たりに排出される汚濁負荷量の許容限度として指定地域内事業場ごとに定めたもので、次の算式を基本として算出されます。

$$L = C \times Q \div 1,000$$

{	L : 排出が許容される1日の汚濁負荷量 (kg/日)
	C : 都道府県知事が指定地域内事業場の業種等の区分ごとに定める 一定のCOD、窒素含有量又はりん含有量の値 (mg/L)
	Q : 特定排出水の量 ($\text{m}^3/\text{日}$)

また、指定地域内事業場が2つ以上の業種に属する場合は、業種ごとに上記の算式等により算定した値を合計したものが、その事業場の総量規制基準となります。

(例) 総量規制基準の算出方法（全ての排水水が同じ業種区分による特定排水水である場合のCOD負荷量）

C : 20 (mg/L)

Q : 80 ($\text{m}^3/\text{日}$)

$L = 20 \times 80 \div 1,000 = 1.6$ (kg/日)

したがって、この場合のCODに係る総量規制基準（1日当たり排出することが許される汚濁負荷量）は、1.6 (kg/日) となります。

総量規制では、各指定地域内事業場はそれぞれに定められた総量規制基準を遵守する義務があるとされています（法第12条の2）。

① 指定地域内事業場における特定施設設置前の措置

ア 未届出、虚偽の届出に対する罰則

特定施設の設置や変更の届出をせず、又は虚偽の届出をした者は懲役又は罰金に処せられます。

⇒『特定排水水』: 指定地域内事業場から排出される排水水のうち、間接冷却水等の汚濁負荷量が増加しないもの以外の水。

イ 計画変更命令等

都道府県知事（愛知県にあっては事務所長等）は、特定施設設置や変更の届出に係る指定地域内事業場から排出される排出水の汚濁負荷量が、総量規制基準に適合しないと認めるときは、その届出の受理日から 60 日以内に限り、当該指定地域内事業場における污水又は廃液の処理の方法の改善その他必要な措置を採るべきことを命ずることができます（法第 8 条の 2）。

② 指定地域内事業場における特定施設設置後の措置

ア 改善命令等

都道府県知事（愛知県にあっては事務所長等）は、その汚濁負荷量が総量規制基準に適合しない排出水が排出されるおそれがあると認めるときは、当該排出水に係る指定地域内事業場の設置者に対し、期限を定めて、当該指定地域内事業場における污水又は廃液の処理の方法の改善その他必要な措置を採ることを命ずることができます（法第 13 条第 3 項）。

(2) 汚濁負荷量の測定及び記録

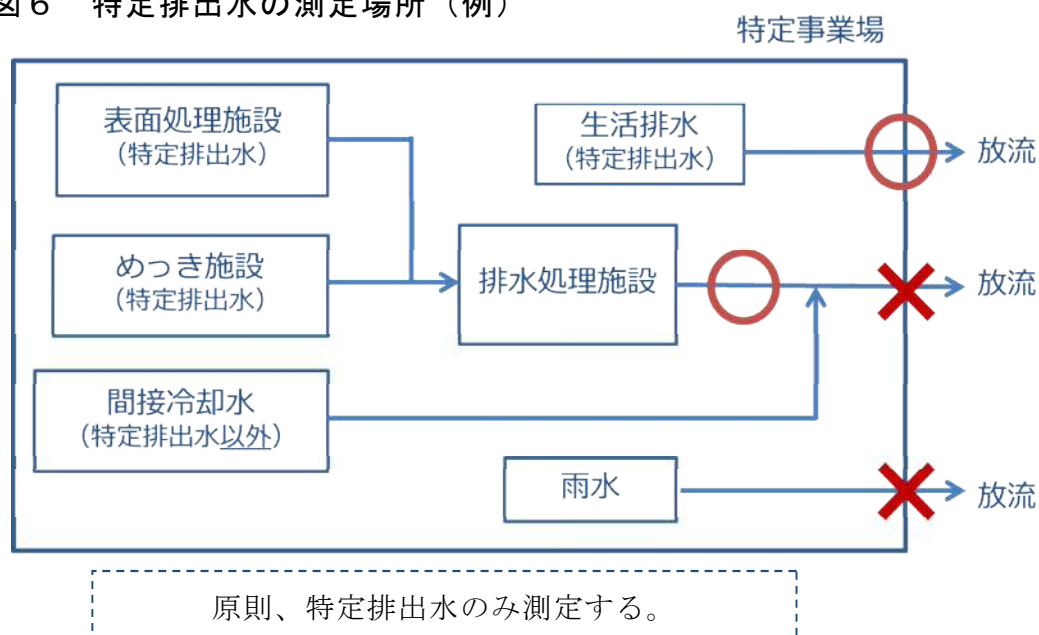
総量規制基準が適用されている指定地域内事業場においては、排出水の 1 日当たりの汚濁負荷量を測定し、その結果を記録しておかなければなりません（法第 14 条第 2 項）。

① 測定場所

総量規制の対象となるのは特定排出水の汚濁負荷量です。したがって、総量規制の対象から除外されている間接冷却水等が混入しない場所で試料を採水し、排出水の量及び水質を計測することが原則とされています。

なお、濃度規制では、公共用水域へ排出される末端の排水口が測定場所となっています。

図 6 特定排出水の測定場所（例）



② 汚濁負荷量の測定回数

指定地域内事業場の日平均排水量	測定頻度
400 m ³ 以上	排水の期間中、毎日
200 m ³ 以上 400 m ³ 未満	7日を超えない排水の期間ごとに1日以上
100 m ³ 以上 200 m ³ 未満	14日を超えない排水の期間ごとに1日以上
50 m ³ 以上 100 m ³ 未満	30日を超えない排水の期間ごとに1日以上

〈注〉ただし、事業場の規模等の事情でこれらの測定回数が困難であると認められる場合で、都道府県知事が別に期間を定めているときは、その期間ごとに行う。

(3) 汚濁負荷量測定手法の届出

指定地域内事業場の設置者は、あらかじめ、当該事業場に適した汚濁負荷量測定手法を都道府県知事（愛知県にあっては事務所長等）に届け出る義務があります。（法第14条第3項）。

その届出の内容は、次のとおりです。

- ① 特定排出水の COD、窒素含有量及びりん含有量に関する汚染状態、特定排出水の量、その他汚濁負荷量の測定に必要な計測方法及び計測場所。
- ② 特定排出水の1日当たりの汚濁負荷量の算定方法。
- ③ その他汚濁負荷量の測定方法について参考となるべき事項。

その他事業場等の対策

都道府県知事は総量削減計画を達成するため、総量規制基準が適用されない未規制業種、排水量が 50m³/日未満の特定事業場※及び小規模生活排水等についても、その汚濁負荷量の削減に必要な指導、助言及び勧告を行うことができるとされています（法第13条の4）。その指導等の内容には、処理施設の導入、既存施設の管理の改善指導等から一般家庭に対する啓発等があげられています。

※ 参考2 『小規模事業場等排水対策指導要領』（P35）参照

1 1 その他

(1) 事業者の責務

汚水又は廃液を公共用水域に排出させ、又は地下に浸透させる全ての事業者は、その事業活動に伴う汚水又は廃液の公共用水域への排出又は地下への浸透の状況を把握するとともに、当該汚水又は廃液による公共用水域又は地下水の水質汚濁防止のために必要な措置を講ずるようにしなければならぬとされています(法第14条の4)。

(2) 報告徴収及び立入検査

都道府県知事は、排出水を排出する者に対し、特定施設の状況や汚水等の処理の方法その他必要な事項に関し報告を求め、又はその職員に、特定事業場の立ち入り、特定施設その他の物件を検査させることができるとされています(法第22条)。

(3) 水質汚濁状況の監視

都道府県知事は、公共用水域及び地下水の水質汚濁の状況の監視を常時行うことを義務付けられています(法第15条)。

また、公共用水域及び地下水の水質測定が統一的・総合的に行われるよう、毎年測定項目・測定地点・測定方法等について測定計画を作成し、その計画による測定結果を公表することとされています(法第16条及び第17条)。

なお、公共用水域等の水質結果は、下記ページで見ることができます。

愛知県の河川、湖沼、海域、地下水などの状況

URL <https://www.pref.aichi.jp/soshiki/mizutaiki/0000063715.html>

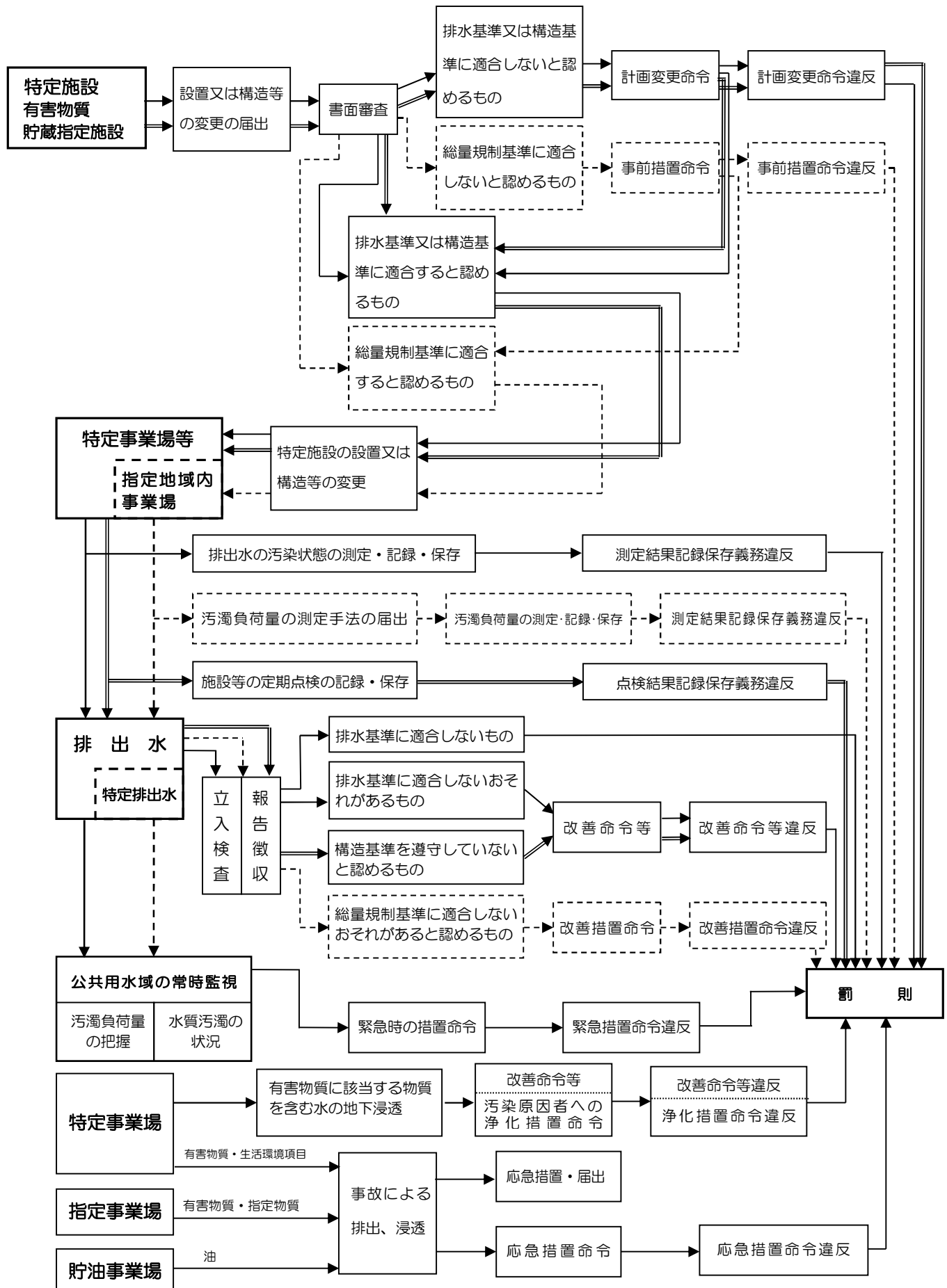
(4) 生活排水対策の推進

生活排水による公共用水域の汚濁の防止を図るための国および地方公共団体の責務、国民の責務を明らかにし、重点地域の指定、推進計画の推進などについて定めています(法第14条の5～第14条の11)。

(5) 事務の委任

都道府県知事の権限に属する事務のうち、届出の受理、計画変更命令等に関する事務は、政令市(愛知県にあっては名古屋市、豊橋市、岡崎市、一宮市、春日井市及び豊田市)の長に委任されています(法第28条)。

1 2 水質汚濁防止法による規制・指導の体系



注) --- は総量規制関係、

— は地下水汚染未然防止関係

参考 1 水質汚濁防止法（一部抜粋）

（昭和 45 年法律第 138 号）

（目的）

第 1 条 この法律は、工場及び事業場から公共用水域に排出される水の排出及び地下に浸透する水の浸透を規制するとともに、生活排水対策の実施を推進すること等によつて、公共用水域及び地下水の水質の汚濁（水質以外の水の状態が悪化することを含む。以下同じ。）の防止を図り、もつて国民の健康を保護するとともに生活環境を保全し、並びに工場及び事業場から排出される汚水及び廃液に関して人の健康に係る被害が生じた場合における事業者の損害賠償の責任について定めることにより、被害者の保護を図ることを目的とする。

（排水基準）

第 3 条 排水基準は、排出水の汚染状態（熱によるものを含む。以下同じ。）について、環境省令で定める。

2 前項の排水基準は、有害物質による汚染状態にあつては、排出水に含まれる有害物質の量について、有害物質の種類ごとに定める許容限度とし、その他の汚染状態にあつては、前条第 2 項第二号に規定する項目について、項目ごとに定める許容限度とする。

3 都道府県は、当該都道府県の区域に属する公共用水域のうちに、その自然的、社会的条件から判断して、第 1 項の排水基準によつては人の健康を保護し、又は生活環境を保全することが十分でないと認められる区域があるときは、その区域に排出される排出水の汚染状態について、政令で定める基準に従い、条例で、同項の排水基準にかえて適用すべき同項の排水基準で定める許容限度よりきびしい許容限度を定める排水基準を定めることができる。

4～5（略）

（特定施設等の設置の届出）

第 5 条 工場又は事業場から公共用水域に水を排出する者は、特定施設を設置しようとするときは、環境省令で定めるところにより、次の事項（特定施設が有害物質使用特定施設に該当しない場合又は次項の規定に該当する場合にあつては、第五号を除く。）を都道府県知事に届け出なければならない。

- 一 氏名又は名称及び住所並びに法人にあつては、その代表者の氏名
- 二 工場又は事業場の名称及び所在地
- 三 特定施設の種類
- 四 特定施設の構造
- 五 特定施設の設備
- 六 特定施設の使用の方法
- 七 汚水等の処理の方法
- 八 排出水の汚染状態及び量（指定地域内の工場又は事業場に係る場合にあつては、排水系統別の汚染状態及び量を含む。）
- 九 その他環境省令で定める事項

2（略）

3 工場若しくは事業場において有害物質使用特定施設を設置しようとする者（第 1 項に規定する者が特定施設を設置しようとする場合又は前項に規定する者が有害物質使用特定施設を設置しようとする場合を除く。）又は工場若しくは事業場にお

いて有害物質貯蔵指定施設（指定施設（有害物質を貯蔵するものに限る。）であつて当該指定施設から有害物質を含む水が地下に浸透するおそれがあるものとして政令で定めるものをいう。以下同じ。）を設置しようとする者は、環境省令で定めるところにより、次の事項を都道府県知事に届け出なければならない。

- 一 氏名又は名称及び住所並びに法人にあつては、その代表者の氏名
- 二 工場又は事業場の名称及び所在地
- 三 有害物質使用特定施設又は有害物質貯蔵指定施設の構造
- 四 有害物質使用特定施設又は有害物質貯蔵指定施設の設備
- 五 有害物質使用特定施設又は有害物質貯蔵指定施設の使用の方法
- 六 その他環境省令で定める事項

（特定施設等の構造等の変更の届出）

第7条 第5条又は前条の規定による届出をした者は、その届出に係る第5条第1項第四号から第九号までに掲げる事項、同条第2項第四号から第八号までに掲げる事項又は同条第3項第三号から第六号までに掲げる事項の変更をしようとするときは、環境省令で定めるところにより、その旨を都道府県知事に届け出なければならない。

（計画変更命令等）

第8条 都道府県知事は、第5条第1項若しくは第2項の規定による届出又は前条の規定による届出（第5条第1項第四号若しくは第六号から第九号までに掲げる事項又は同条第2項第四号から第八号までに掲げる事項の変更に係るものに限る。）があつた場合において、排出水の汚染状態が当該特定事業場の排水口（排出水を排出する場所をいう。以下同じ。）においてその排出水に係る排水基準（第3条第1項の排水基準（同条第3項の規定により排水基準が定められた場合にあつては、その排水基準を含む。）をいう。以下単に「排水基準」という。）に適合しないと認めるとき、又は特定地下浸透水が有害物質を含むものとして環境省令で定める要件に該当すると認めるときは、その届出を受理した日から60日以内に限り、その届出をした者に対し、その届出に係る特定施設の構造若しくは使用の方法若しくは汚水等の処理の方法に関する計画の変更（前条の規定による届出に係る計画の廃止を含む。）又は第5条第1項若しくは第2項の規定による届出に係る特定施設の設置に関する計画の廃止を命ずることができる。

2 都道府県知事は、第5条の規定による届出があつた場合（同条第2項の規定による届出があつた場合を除く。）又は前条の規定による届出（第5条第1項第四号から第九号までに掲げる事項又は同条第3項第三号から第六号までに掲げる事項の変更に係るものに限る。）があつた場合において、その届出に係る有害物質使用特定施設又は有害物質貯蔵指定施設が第12条の4の環境省令で定める基準に適合しないと認めるときは、その届出を受理した日から60日以内に限り、その届出をした者に対し、その届出に係る有害物質使用特定施設若しくは有害物質貯蔵指定施設の構造、設備若しくは使用の方法に関する計画の変更（前条の規定による届出に係る計画の廃止を含む。）又は第5条第1項若しくは第3項の規定による届出に係る有害物質使用特定施設若しくは有害物質貯蔵指定施設の設置に関する計画の廃止を命ずることができる。

（実施の制限）

第9条 第5条の規定による届出をした者又は第七条の規定による届出をした者は、

その届出が受理された日から60日を経過した後でなければ、それぞれ、その届出に係る特定施設若しくは有害物質貯蔵指定施設を設置し、又はその届出に係る特定施設若しくは有害物質貯蔵指定施設の構造、設備若しくは使用の方法若しくは汚水等の処理の方法の変更をしてはならない。

- 2 都道府県知事は、第5条又は第7条の規定による届出に係る事項の内容が相当であると認めるときは、前項に規定する期間を短縮することができる。

(氏名の変更等の届出)

- 第10条 第5条又は第6条第1項若しくは第2項の規定による届出をした者は、その届出に係る第5条第1項第一号若しくは第二号、第2項第一号若しくは第二号若しくは第3項第一号若しくは第二号に掲げる事項に変更があったとき、又はその届出に係る特定施設若しくは有害物質貯蔵指定施設の使用を廃止したときは、その日から30日以内に、その旨を都道府県知事に届け出なければならない。

(承継)

- 第11条 第5条又は第6条第1項若しくは第2項の規定による届出をした者からその届出に係る特定施設又は有害物質貯蔵指定施設を譲り受け、又は借り受けた者は、当該特定施設又は有害物質貯蔵指定施設に係る当該届出をした者の地位を承継する。
- 2 第5条又は第6条第1項若しくは第2項の規定による届出をした者について相続、合併又は分割（その届出に係る特定施設又は有害物質貯蔵指定施設を承継させるものに限る。）があったときは、相続人、合併後存続する法人若しくは合併により設立した法人又は分割により当該特定施設若しくは有害物質貯蔵指定施設を承継した法人は、当該届出をした者の地位を承継する。
- 3 前二項の規定により第5条又は第6条第1項若しくは第2項の規定による届出をした者の地位を承継した者は、その承継があった日から30日以内に、その旨を都道府県知事に届け出なければならない。
- 4 指定地域内事業場を譲り受け、若しくは借り受け、又は相続、合併若しくは分割により取得した者は、第8条の2、第13条第3項又は第14条第3項の規定の適用については、当該指定地域内事業場の設置者の地位を承継する。

(排水水の排出の制限)

- 第12条 排水水を排出する者は、その汚染状態が当該特定事業場の排水口において排水基準に適合しない排水水を排出してはならない。
- 2～3 (略)

(総量規制基準の遵守義務)

- 第12条の2 指定地域内事業場の設置者は、当該指定地域内事業場に係る総量規制基準を遵守しなければならない。

(特定地下浸透水の浸透の制限)

- 第12条の3 有害物質使用特定事業場から水を排出する者（特定地下浸透水を浸透させる者を含む。）は、第8条の環境省令で定める要件に該当する特定地下浸透水を浸透させてはならない。

(有害物質使用特定施設等に係る構造基準等の遵守義務)

第12条の4 有害物質使用特定施設を設置している者（当該有害物質使用特定施設に係る特定事業場から特定地下浸透水を浸透させる者を除く。第13条の3及び第14条第5項において同じ。）又は有害物質貯蔵指定施設を設置している者は、当該有害物質使用特定施設又は有害物質貯蔵指定施設について、有害物質を含む水の地下への浸透の防止のための構造、設備及び使用の方法に関する基準として環境省令で定める基準を遵守しなければならない。

（改善命令等）

第13条 都道府県知事は、排水水を排出する者が、その汚染状態が当該特定事業場の排水口において排水基準に適合しない排水水を排出するおそれがあると認めるときは、その者に対し、期限を定めて特定施設の構造若しくは使用の方法若しくは汚水等の処理の方法の改善を命じ、又は特定施設の使用若しくは排水水の排出の一時停止を命ずることができる。

2～4（略）

（指導等）

第13条の4 都道府県知事は、指定地域内事業場から排水水を排出する者以外の者であって指定地域において公共用水域に汚水、廃液その他の汚濁負荷量の増加の原因となる物を排出するものに対し、総量削減計画を達成するために必要な指導、助言及び勧告をすることができる。

（排水水の汚染状態の測定等）

第14条 排水水を排出し、又は特定地下浸透水を浸透させる者は、環境省令で定めるところにより、当該排水水又は特定地下浸透水の汚染状態を測定し、その結果を記録し、これを保存しなければならない。

2 総量規制基準が適用されている指定地域内事業場から排水水を排出する者は、環境省令で定めるところにより、当該排水水の汚濁負荷量を測定し、その結果を記録し、これを保存しなければならない。

3 前項の指定地域内事業場の設置者は、あらかじめ、環境省令で定めるところにより、汚濁負荷量の測定手法を都道府県知事に届け出なければならない。届出に係る測定手法を変更するときも、同様とする。

4 排水水を排出する者は、当該公共用水域の水質の汚濁の状況を考慮して、当該特定事業場の排水口の位置その他の排水水の排出の方法を適切にしなければならない。

5 有害物質使用特定施設を設置している者又は有害物質貯蔵指定施設を設置している者は、当該有害物質使用特定施設又は有害物質貯蔵指定施設について、環境省令で定めるところにより、定期的に点検し、その結果を記録し、これを保存しなければならない。

（事故時の措置）

第14条の2 特定事業場の設置者は、当該特定事業場において、特定施設の破損その他の事故が発生し、有害物質を含む水若しくはその汚染状態が第2条第2項第二号に規定する項目について排水基準に適合しないおそれがある水が当該特定事業場から公共用水域に排出され、又は有害物質を含む水が当該特定事業場から地下に浸透したことにより人の健康又は生活環境に係る被害を生ずるおそれがあるときは、直ちに、引き続く有害物質を含む水若しくは当該排水基準に適合しないおそれ

がある水の排出又は有害物質を含む水の浸透の防止のための応急の措置を講ずるとともに、速やかにその事故の状況及び講じた措置の概要を都道府県知事に届け出なければならない。

- 2 指定施設を設置する工場又は事業場（以下この条において「指定事業場」という。）の設置者は、当該指定事業場において、指定施設の破損その他の事故が発生し、有害物質又は指定物質を含む水が当該指定事業場から公共用水域に排出され、又は地下に浸透したことにより人の健康又は生活環境に係る被害を生ずるおそれがあるときは、直ちに、引き続く有害物質又は指定物質を含む水の排出又は浸透の防止のための応急の措置を講ずるとともに、速やかにその事故の状況及び講じた措置の概要を都道府県知事に届け出なければならない。
- 3 貯油施設等を設置する工場又は事業場（以下この条において「貯油事業場等」という。）の設置者は、当該貯油事業場等において、貯油施設等の破損その他の事故が発生し、油を含む水が当該貯油事業場等から公共用水域に排出され、又は地下に浸透したことにより生活環境に係る被害を生ずるおそれがあるときは、直ちに、引き続く油を含む水の排出又は浸透の防止のための応急の措置を講ずるとともに、速やかにその事故の状況及び講じた措置の概要を都道府県知事に届け出なければならない。
- 4 都道府県知事は、特定事業場の設置者、指定事業場の設置者又は貯油事業場等の設置者が前三項の応急の措置を講じていないと認めるときは、これらの者に対し、これらの規定に定める応急の措置を講ずべきことを命ずることができる。

（地下水の水質の浄化に係る措置命令等）

第14条の3 都道府県知事は、特定事業場又は有害物質貯蔵指定施設を設置する工場若しくは事業場（以下この条及び第22条第1項において「有害物質貯蔵指定事業場」という。）において有害物質に該当する物質を含む水の地下への浸透があつたことにより、現に人の健康に係る被害が生じ、又は生ずるおそれがあると認めるときは、環境省令で定めるところにより、その被害を防止するため必要な限度において、当該特定事業場又は有害物質貯蔵指定事業場の設置者（相続、合併又は分割によりその地位を承継した者を含む。）に対し、相当の期限を定めて、地下水の水質の浄化のための措置をとることを命ずることができる。ただし、その者が、当該浸透があつた時において当該特定事業場又は有害物質貯蔵指定事業場の設置者であつた者と異なる場合は、この限りでない。

2～3（略）

（事業者の責務）

第14条の4 事業者は、この章に規定する排出水の排出の規制等に関する措置のほか、その事業活動に伴う汚水又は廃液の公共用水域への排出又は地下への浸透の状況を把握するとともに、当該汚水又は廃液による公共用水域又は地下水の水質の汚濁の防止のために必要な措置を講ずるようにしなければならない。

〈注〉 水質汚濁防止法は環境省のホームページから見るができます。

環境省のホームページ→法令・告示・通達

URL <http://law.e-gov.go.jp/htmldata/S45/S45HO138.html>

参考 2 小規模事業場等排水対策指導要領

(昭和 56 年 2 月 3 日制定、昭和 57 年 5 月 1 日改正、昭和 57 年 11 月 9 日改正、平成 15 年 3 月 28 日改正、平成 19 年 8 月 29 日改正、平成 24 年 4 月 19 日改正、平成 29 年 8 月 1 日改正)

この要領は、**水質総量削減計画**の規定に基づき、総量規制基準の適用されない事業場等に対し汚濁負荷量の削減を指導するために必要な事項を定めたものです。

この要領により汚濁負荷量の削減を指導される事業場等（**小規模事業場等**）は、次のいずれかに該当するものです。

- (1) **指定地域**に設置される特定事業場（し尿処理施設又は**指定地域特定施設**のみを有するものを除く。）で、日平均排水量が 5 0 m³未満の事業場（**上乗せ排水基準**が適用されない特定事業場については、日平均排水量が 2 0 m³未満のものを除く。）
- (2) 次の施設を有する事業場等で、日平均排水量が 5 0 m³以上のもの。
 - ① 特定給食施設又は仕出屋及び弁当屋の調理施設（特定施設に該当するものを除く。）
 - ② 段ボール製造業の用に供するコルゲートマシン
 - ③ 惣菜製造業又はパン・菓子製造業の用に供する洗浄施設
 - ④ 金属製品等製造業の用に供する水溶性油剤を使用する金属工作機械

小規模事業場等に対する汚濁負荷量の削減指導値は、事業場の業種等の区分や設置年月日によりそれぞれ定められています。

〈注〉 小規模事業場等排水対策指導要領は下記から見るができます。

小規模事業場等排水対策指導要領

URL <http://kankyojoho.pref.aichi.jp/Download/Download/shokiboyoryo.pdf>

⇒『水質総量削減計画』：詳細は P 23、24。

⇒『指定地域』：詳細は P 23。

⇒『指定地域特定施設』：詳細は P 2。

⇒『上乗せ排水基準』：詳細は P 12、13。

参考3 届出書の提出先

愛知県において、水質汚濁防止法に基づく届出を行う場合は、工場又は事業場の所在地を管轄する事務所長等に届出書を提出（持参）してください。なお、届出用紙は事務所等に置いてあります。

また、愛知県環境局環境政策部のホームページからダウンロードもできます。

届出様式一覧（水質関係）

URL <https://www.pref.aichi.jp/soshiki/mizutaiki/0000047410.html>

届出書の提出先（県）

工場又は事業場の所在地	提出先	住所	電話番号
豊川市、蒲郡市、田原市	東三河総局 県民環境部環境保全課	〒440-8515 豊橋市八町通5-4	(0532)35-6112
新城市、設楽町、東栄町、 豊根村	東三河総局 新城設楽振興事務所 環境保全課	〒441-1365 新城市字石名号 20-1	(0536)23-2117
犬山市、江南市、稲沢市、 岩倉市、清須市、 北名古屋市、豊山町、 大口町、扶桑町	尾張県民事務所 環境保全課	〒460-8512 名古屋市中区 三の丸2-6-1	(052)961-7254
瀬戸市、小牧市、尾張旭市、 豊明市、日進市、長久手市、 東郷町			(052)961-7255
津島市、愛西市、弥富市、 あま市、大治町 蟹江町、飛島村	海部県民事務所 環境保全課	〒496-8531 津島市西柳原町 1-14	(0567)24-2131
半田市、常滑市、東海市、 大府市、知多市、阿久比町、 東浦町、南知多町、美浜町、 武豊町	知多県民事務所 環境保全課	〒475-8501 半田市出口町 1-36	(0569)21-8111 (代表)
西尾市、幸田町	西三河県民事務所 環境保全課	〒444-8551 岡崎市 明大寺本町1-4	(0564)27-2875
碧南市、刈谷市、安城市、 知立市、高浜市			(0564)27-2876
みよし市	西三河県民事務所 豊田加茂環境保全課	〒471-8503 豊田市元城町 4-45	(0565)32-7494

届出書提出先（政令市）

工場又は事業場の所在地	提出先、郵便番号、住所、電話番号
名古屋市	
千種区、昭和区、守山区 名東区	北東部公害対策担当（名東区役所 1 階） 〒465-0025 名東区上社二丁目 50 (052) 778-3108
東区、北区、西区、中村区 中区	北西部公害対策担当（西区役所 2 階） 〒451-0062 西区花の木二丁目 18-1 (052) 523-4613
瑞穂区、南区、緑区 天白区	南東部公害対策担当（南区役所 2 階） 〒457-0058 南区前浜通 3-10 (052) 823-9422
熱田区、中川区、港区	南西部公害担当（港保健所 3 階） 〒455-0015 港区港栄二丁目 2-1 (052) 651-6493
豊橋市	豊橋市役所（環境部環境保全課） 〒440-8501 豊橋市今橋町 1 (0532) 51-2390
岡崎市	岡崎市役所（環境部環境保全課） 〒444-8601 岡崎市十王町 2-9 (0564) 23-6194
一宮市	一宮市役所（環境部環境保全課：環境センター北館） 〒491-0201 一宮市奥町字六丁山 52 (0586) 45-7185
春日井市	春日井市役所（環境部環境保全課） 〒486-8686 春日井市鳥居松町 5-44 (0568) 85-6217
豊田市	豊田市役所（環境部環境保全課） 〒471-8501 豊田市西町 3-60 (0565) 34-6628

「水質汚濁防止法のあらまし」

令和 2 年 4 月

発行 愛知県環境局環境政策部水大気環境課

〒460-8501 名古屋市中区三の丸三丁目 1 番 2 号

TEL 052-954-6222 (ダイヤルイン)
(052-961-2111 内線 3053, 3050)

FAX 052-961-4025

E-mail mizutaiki@pref.aichi.lg.jp

WEB「あいちの環境」

<https://www.pref.aichi.jp/kankyo/>

